

第2章 ごみ処理基本計画

第1節 基本理念

「第5次北広島市総合計画」で示されたまちづくりのテーマである“自然と創造の調和した豊かな都市”を目指していくためには、環境政策の面からは、「循環型社会形成推進基本法」の基本理念である「天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が可能なかぎり低減される循環型社会の実現」をめざす必要があります。そのためには、市民、事業者、行政の3者が役割分担のもと、連携・協働して環境に配慮した具体的な行動を起こすことが最も重要です。

以上を踏まえ、本計画における基本理念を定めます。

【基本理念】

“自然と創造の調和した豊かな都市”を目指し、市民、事業者、行政が協働・連携し、一体となって「循環型社会」の実現をめざします。

第2節 基本方針

「第5次北広島市総合計画」における分野別計画では“美しい環境にまつまれた安全なまち”に位置づけられ、廃棄物に関する基本的方向を「ごみの減量化とリサイクルを推進するため、資源回収の促進やリサイクル意識の高揚を図る」、「ごみの減量化や資源化対策、生ごみのバイオガス化処理により最終処分場の延命化を図るとともに、第6期最終処分場の整備、最終処分場周辺の環境整備を充実する」、「可燃ごみの処理方法についての検討」、「容器包装リサイクル法などに基づく分別収集を行うほか、リサイクル可能な資源物の分別、収集方法等の検討を行い家庭ごみの効率的な収集運搬及び処理を推進する」としています。これを踏まえ、本計画における基本方針を定めます。

基本方針1：3R*のより一層の推進を図ります。

平成12年5月の「循環型社会形成推進基本法」施行以来、3Rの推進に取り組んできましたが、できるだけごみを資源化できる取り組みを進め、3Rの活動をさらに推進し、環境保全と経済活動が調和した持続可能な循環型社会の実現を目指します。

用語の定義

*3R（スリー・アール）

循環型社会を形成するために必要な取り組みであるリデュース（Reduce、ごみの発生抑制）、リユース（Reuse、再使用）、リサイクル（Recycle、再資源化）の三つの頭文字「R」から名付けられた名称です。

基本方針2：市民・事業者・行政のパートナーシップを構築します。

市民・事業者・行政それぞれの役割と責任を明らかにし、互いに協働・連携して、分かりやすい目標のもと、ごみの減量化・資源化に向けて積極的に行動できる仕組みを構築します。

基本方針3：環境負荷の少ない適正な処理・処分を推進します。

現在の処理体制を基本とするほか、周辺市町との広域化処理の実現へ向けた協議を進め、更なるごみの適正な処理・処分を推進し、環境負荷の低減に取り組みます。

また、ごみの減量化や資源化の推進により、最終処分場の延命化に努めるとともに、新たに第6期最終処分場の整備を進め、最終処分場の周辺環境整備を実施します。

基本方針4：美化運動・不法投棄対策を進め、安全できれいなまちづくりを推進します。

市民・事業者等、民間の活力を活用した美化運動や廃棄物パトロールの監視強化による不法投棄対策等を進め、安全で清潔なまちづくりを推進します。

基本方針5：循環型社会の実現に向け、環境教育・環境学習の充実を図ります。

全ての市民・事業者が環境問題に関する情報を共有し、環境にやさしいライフスタイルや事業スタイルが実践できるよう、環境教育・環境学習の場と機会を積極的に提供するほか、小中学校の中でも環境教育を行い、次世代の循環型社会の担い手を育みます。

第3節 ごみの処理主体

ごみの処理主体は、現状の形態を継続します。

表2.1 ごみの処理主体

ごみの分類	排出抑制	ごみの分別	収集・運搬	中間処理 (リサイクル・処理等)	最終処分
生ごみ	排出者	排出者	市(委託)	市(委託)	市(委託)
普通ごみ	排出者	排出者	市(委託)	—	市(委託)
粗大ごみ	排出者	排出者	市(委託)	市(委託)	市(委託)
破碎しないごみ	排出者	排出者	市(委託)	—	市(委託)
資源ごみ	排出者	排出者	市(委託)	指定法人 再生品化業者	—
紙製容器包装					
新聞紙・雑誌・段ボール・紙パック					
プラスチック製容器包装					
ペットボトル					
缶類 びん類					
リサイクル衣類	排出者	排出者	市(委託)	—	—
廃乾電池				処理業者	

第4節 ごみの発生量及び処理量の見込み

1. 人口の将来予測

(1) 人口動態

行政区域内人口の将来予測をするにあたって、過去10年間の人口動態を整理します。

過去10年間の実績では平成13年度から微増傾向で推移していますが、平成19年度をピークに減少が進み、平成22年度の実績では平成17年度の人口を既に下回る結果となり、減少が進んでいることが伺えます。また、世帯数に関しては現在も増加の傾向で推移しており、1世帯当たりの人口は年々減少し、平成22年度では、2.33人/世帯まで減少しています。

この状況を考慮し、人口の将来予測を行います。

なお、全行政区域内人口が計画収集人口となっています（自家処理人口は存在していません）。

表2.2 行政区域内人口の推移

平成年度	人口 〔人〕	世帯数 〔世帯〕	1世帯人口 〔人/世帯〕
13年度	58,667	22,266	2.63
14年度	59,092	22,821	2.59
15年度	59,635	23,415	2.55
16年度	60,274	24,028	2.51
17年度	60,698	24,597	2.47
18年度	60,958	25,018	2.44
19年度	60,987	25,303	2.41
20年度	60,802	25,550	2.38
21年度	60,729	25,830	2.35
22年度	60,465	25,996	2.33

※各年度3月末日現在

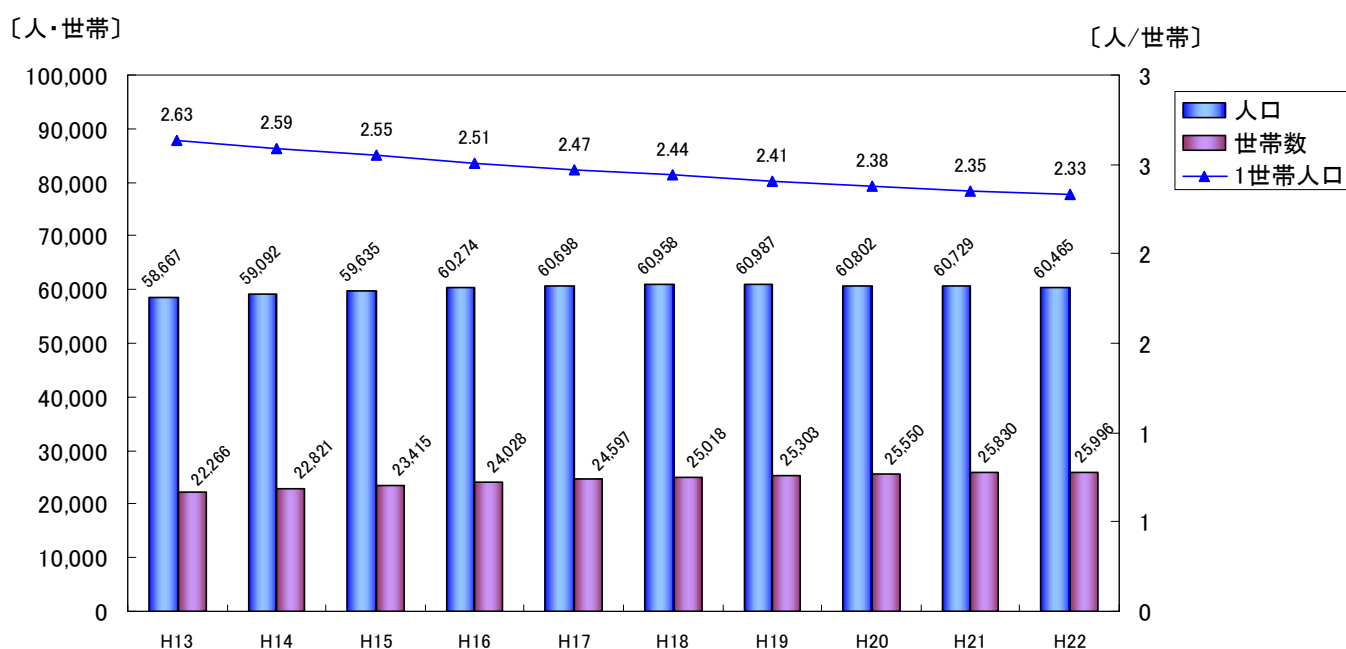


図2.1 行政区域内人口の推移

(2) 行政区域内人口の推計

将来人口の推計は過去 10 年間の人口をもとにしたトレンド法（時系列解析法）による推計と人口動向が変化しはじめた過去 6 年間の人口をもとにしたトレンド法による推計、過去 6 年間の世帯数と 1 世帯当たり人口をもとにしたトレンド法による推計で行います。

また、将来予測を行ううえでは、「第 5 次北広島市総合計画」も参考としますが、総合計画における目標人口は、平成 32 年で 61,500 人と設定し、人口の増加を目指すものとなっています。しかし平成 21 年度までの人口を用いて、市独自に実施した推計結果では、平成 32 年度に 59,485 人になると想定しているため、総合計画の策定時においては人口減少を予測しています。これらの推計結果を表 2.3 に示します。

将来予測としては、人口の増加となる社会的要因が見当たらないことから、人口が増加することは考えにくく、近年の人口動態と同様に、減少傾向で推移することが考えられます。

また、札幌近郊という立地条件や大型商業施設の開業などにより、人口の減少も大きくはならず、微減傾向で推移すると思われます。

人口が最も多かった平成 19 年度から平成 22 年度までの人口動態としては、年平均で 174 人の減少で推移しており、今後も自然的要因や社会的要因など人口動態に影響を及ぼす大きな要因がない限り、将来的にも同様の傾向を示すと思われます。

このため将来人口としては、年平均の減少人口が近年の減少人口に近似している④世帯数と 1 世帯当たり人口を用いて推計した人口を採用します。

表 2. 3 行政区域内人口の推計結果

[人]

平成年度	過去10年間の実績による推計		過去6年間の実績による推計	過去6年間の世帯数と1世帯当たり人口の実績による推計			第5次北広島市総合計画		採用値	
	①	②	③	④世帯数×1世帯人口	世帯数	1世帯人口	目標人口	推計人口		
23年度	60,059	61,540	60,599	60,579	26,350	2,299	↓	↓	60,579	
24年度	59,531	61,736	60,552	60,496	26,627	2,272			60,496	
25年度	58,878	61,925	60,504	60,424	26,903	2,246			60,424	
26年度	58,101	62,110	60,456	60,339	27,180	2,220			60,339	
27年度	57,199	62,291	60,408	60,239	27,456	2,194			60,447	60,239
中間目標年次 28年度	56,173	62,468	60,361	60,124	27,733	2,168			60,124	
29年度	55,023	62,641	60,313	59,996	28,009	2,142			59,996	
30年度	53,749	62,811	60,265	59,853	28,286	2,116			59,853	
31年度	52,350	62,977	60,218	59,724	28,562	2,091			59,724	
32年度	50,827	63,141	60,170	59,552	28,839	2,065			61,500	59,485
中間目標年次 33年度	49,180	63,302	60,123	59,395	29,115	2,040	↓	↓	59,395	
34年度	47,408	63,461	60,076	59,195	29,392	2,014			59,195	
35年度	45,512	63,617	60,028	59,010	29,668	1,989			59,010	
36年度	43,492	63,772	59,981	58,812	29,945	1,964			58,812	
37年度	41,347	63,924	59,933	58,599	30,221	1,939			58,599	
計画目標年次 38年度	39,078	64,074	59,886	58,373	30,498	1,914			58,373	
年平均増減数	▲ 1,399	169	▲ 48	▲ 147			59	▲ 124		

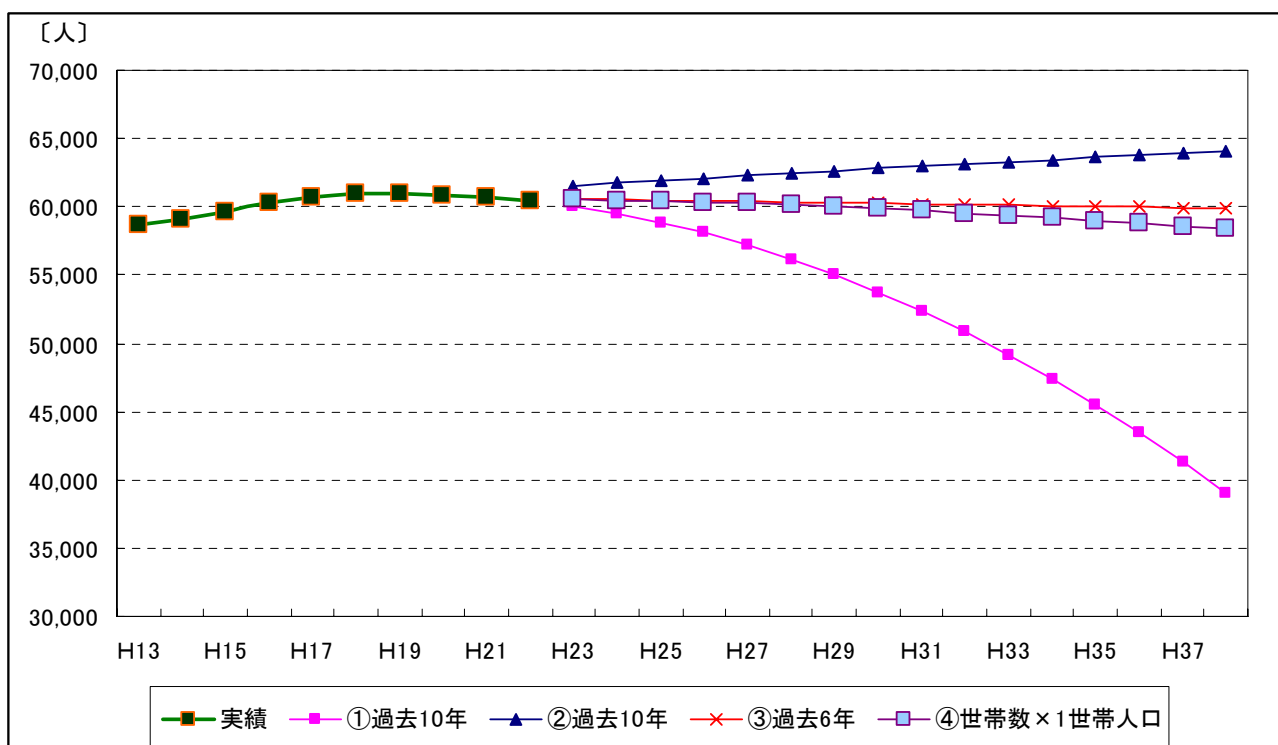


図2. 2 行政区域内人口の推計結果

(3) 計画収集人口

計画収集人口は、現状どおり、全行政区域内人口とします。

計画収集人口	市の全行政区域内人口
--------	------------

2. ごみ排出量の将来推計と減量目標

(1) 家庭系ごみの予測

家庭系ごみの将来予測としては、ごみの搬入実態に合わせ、収集ごみと直接搬入ごみに分けて予測を行うものとします。

【収集家庭系ごみ】

収集家庭系ごみ排出量の将来予測は、計画収集人口の将来予測値に1人1日当たり平均排出量の将来予測値を乗じて算出します。1人1日当たり平均排出量の将来予測値は、過去5ヵ年の実績をもとにトレンド法による推計を行うと、ごみ有料化に伴う急激な減少を反映し、計画目標年次における予測値は121g/人・日まで減少する結果となりました。

しかし、有料化に伴う排出抑制の効果やリサイクルが既に進んでいる状況から判断すると、将来的に予測結果のような大幅な減少は考えにくいことから、家庭系ごみの予測としては、トレンド法による推計結果を用いずに、計画における減量化目標を設定し、将来予測を行うものとします。

減量化目標を定める上では、現在実施している生ごみコンポスト容器や電動生ごみ処理機の普及、集団資源回収とする対象品目の拡大や町内会など各種団体における協力により、排出抑制効果も引き続き期待できることから、5%の減量为目标として定めます。

なお、平成23年度の推計値については平成22年度と平成23年度の4月から12月までの搬入実績の比率を用い予測を行います。平成24年度から中間目標年次平成28年度までは平成23年度予測値に対し5%の減量化目標で推計し、平成29年度以降は横ばいとして設定します。

$$\text{平成23年度予測値} = \text{平成22年度実績値 } 552 \text{ g/人・日} \times 97\% = 535 \text{ g/人・日}$$

将来目標値	中間目標年次平成28年度における1人1日当りの家庭系ごみ排出量を510g/人・日とします。(平成23年度比5%削減)
-------	--

* 97%は4月から12月までの1人1日当たり排出量の平成22年実績と平成23年実績の比率
比率 = (平成23年実績 9,336 t ÷ 60,559 人 ÷ 275 日) / (平成22年実績 9,612 t ÷ 60,589 人 ÷ 275 日)
ごみ実績：4月から12月、人口：12月末人口、275日：4月から12月の日数

表2. 4 減量目標に基づく家庭系ごみ量の推計

平成年度	1人1日当たりの排出量[g/人・日]		排出量[t/年]	
	トレンド推計値	将来目標値 (採用値)	トレンド推計値	将来目標値 (採用値)
23年度	498	535	11,011	11,830
24年度	453	530	10,003	11,703
25年度	412	525	9,112	11,579
26年度	375	520	8,259	11,452
27年度	341	515	7,498	11,323
中間目標年次 28年度	311	510	6,825	11,192
29年度	283	510	6,214	11,168
30年度	257	510	5,615	11,142
31年度	234	510	5,101	11,118
32年度	216	510	4,695	11,086
中間目標年次 33年度	194	510	4,217	11,056
34年度	176	510	3,813	11,019
35年度	160	510	3,446	10,985
36年度	146	510	3,134	10,948
37年度	133	510	2,845	10,908
計画目標年次 38年度	121	510	2,585	10,866

【直接搬入の家庭系ごみ】

直接搬入における家庭系ごみ排出量の将来予測についても、過去5カ年の実績をもとにトレンド法による推計にて行います。

過去5年間の実績では、有料化の実施による駆け込みの影響が平成20年度実績482t/年に現れていますが、平成22年度の排出量405t/年は有料化前の平成19年度の排出量335t/年に比べ、約20%の増加が見られます。この状況を反映し、推計結果(表2.5)では、目標年度において平成22年度比約65%増の659t/年の排出量となりました。

有料化後しばらくは、排出量も不安定な状態がとづくと思われ、今後は、燃料費の高騰による運搬コストの増加で、直接搬入することによる経済的負担も大きくなると思われるほか、高齢化が進む中で、車での搬入を控える方も増えると思われ、直接搬入者は減少すると思われ、また、様々なごみの排出抑制の取り組みにより、排出量も減少傾向で推移することが考えられ、有料化前の排出量近くまで減少する可能性があります。

このため本計画における直接搬入家庭系ごみの排出量については、トレンド法による推計結果を用いず、新たな減量化目標を設定し将来推計を行います。

なお、平成23年度の予測については、平成22年度と平成23年度の4月から12月までの搬入実績の比率により予測を行います。平成23年度の値は平成22年度に対し130%の増加であると予測され、過去の実績に比べても排出量が多く、今後もこの状況が続くとは考えられないため、減量化目標の基準値としては平成22年度の排出量を用います。

将来予測としては、平成24年度から中間目標年次平成28年度までは、平成22年度実績値に対し5%の減量化目標で推計し、平成29年度以降は計画目標年次において平成19年度の実績値335t/年を目標として設定します。

$$\text{平成23年度予測値} = \text{平成22年度実績値 } 405 \text{ t/年} \times 1.3^* = 534 \text{ t/年}$$

*1.3は4月から12月までの平成22年実績と平成23年実績の比率
比率 = (平成23年実績472t) / (平成22年実績358t)

将来目標値

中間目標年次平成 28 年度で 385 t /年、計画目標年次で 335t/年とします。

表 2. 5 直接搬入家庭系ごみ量の推計

平成年度	直接搬入家庭系ごみの排出量[t/年]	
	トレンド推計値	将来目標値 (採用値)
23年度	409	534
24年度	423	401
25年度	436	397
26年度	450	393
27年度	465	389
中間目標年次 28年度	480	385
29年度	495	380
30年度	511	375
31年度	528	370
32年度	545	365
中間目標年次 33年度	563	360
34年度	581	355
35年度	600	350
36年度	619	345
37年度	639	340
計画目標年次 38年度	659	335

【家庭系ごみ合計】

収集ごみと合わせた家庭系ごみは、目標年次で 11,201 t/年となり、1人1日当たり排出量では、526 g/人・日となり、北海道の平成 26 年度目標値である 600 g/人・日を下回る結果が得られています。

表 2. 6 家庭系ごみ量の推計結果の合計

平成年度	家庭系ごみの予測			
	収集ごみ [t/年]	直接搬入ごみ [t/年]	合計 [t/年]	1人1日当たりの 排出量 [g/人・日]
23年度	11,830	534	12,364	559
24年度	11,703	401	12,104	548
25年度	11,579	397	11,976	543
26年度	11,452	393	11,845	538
27年度	11,323	389	11,712	533
中間目標年次 28年度	11,192	385	11,577	528
29年度	11,168	380	11,548	527
30年度	11,142	375	11,517	527
31年度	11,118	370	11,488	527
32年度	11,086	365	11,451	527
中間目標年次 33年度	11,056	360	11,416	527
34年度	11,019	355	11,374	526
35年度	10,985	350	11,335	526
36年度	10,948	345	11,293	526
37年度	10,908	340	11,248	526
計画目標年次 38年度	10,866	335	11,201	526

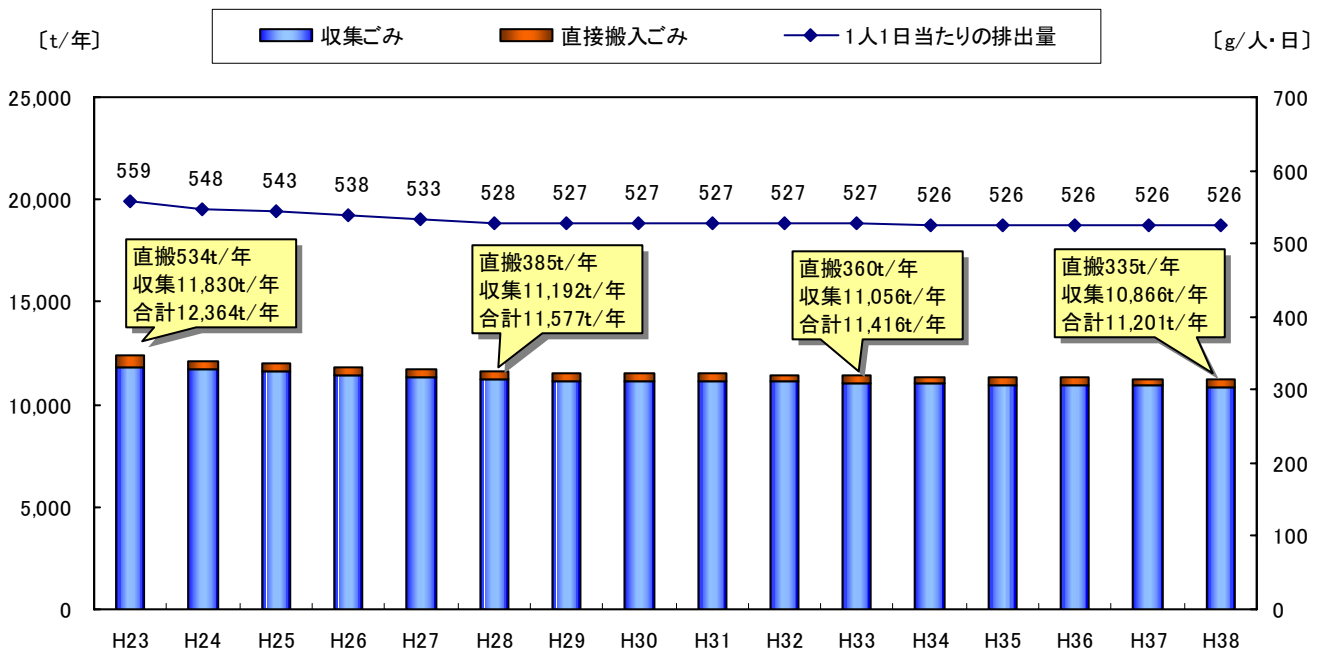


図 2. 3 家庭系ごみ予測結果

(2) 事業系ごみ

事業系ごみ排出量の将来予測についても、過去 5 カ年の実績をもとにトレンド法による推計を行います。

過去 5 年間の実績では 4,288 t/年から 4,977 t/年間で推移し、若干の増減はあるものの一定の排出量で推移していることが言えます。この状況を反映し、推計結果（表 2.7 及び図 2.4）では、緩やかに増加する傾向を示し、目標年度において平成 22 年度比で約 18%増加する結果となりました。

しかし、平成 23 年 12 月までの搬入実績では、平成 22 年度に比べ約 10%程度の減少となり、今後も分別への協力が進む中で、ごみの排出抑制への取り組みも進むことが考えられるため、排出量は減少傾向で推移するものと考えられます。

このため増加傾向を示した推計結果は用いず、減量化目標を設定し将来推計を行うものとしします。

なお、平成 23 年度の推計値は、平成 22 年度と平成 23 年度の 4 月から 12 月までの搬入実績の比率により予測を行います。

また、減量化目標の基準値としては、過去の実績が一定の排出量を示していることや、事業系ごみは経済的要因で増減することがあるため、特定の年度を基準とせず、過去 5 年間の平均値を用いるものとし、平成 24 年度から計画目標年次平成 38 年度までは、基準値に対し 5%の減量化目標として設定します。

$$\text{平成 23 年度予測値} = \text{平成 22 年度実績値 } 4832 \text{ t/年} \times 0.9023^* = 4,360 \text{ t/年}$$

将来目標値	計画目標年次における事業系ごみ排出量を 4,430 t/年とします。
-------	------------------------------------

*0.9023 は 4 月から 12 月までの平成 22 年実績と平成 23 年実績の比率
 比率 = (平成 23 年実績 3568 t) / (平成 22 年実績 3954 t)

表2. 7 減量目標に基づく事業系ごみ量の推計

平成年度	事業系ごみの排出量[t/年]		1人1日当りの排出量[g/人・日]
	トレンド推計値	将来目標値(採用値)	
23年度	4,840	4,360	197
24年度	4,896	4,654	211
25年度	4,953	4,638	210
26年度	5,010	4,622	210
27年度	5,067	4,606	209
中間目標年次 28年度	5,123	4,590	209
29年度	5,180	4,574	209
30年度	5,237	4,558	209
31年度	5,293	4,542	208
32年度	5,350	4,526	208
中間目標年次 33年度	5,407	4,510	208
34年度	5,463	4,494	208
35年度	5,520	4,478	208
36年度	5,577	4,462	208
37年度	5,634	4,446	208
計画目標年次 38年度	5,690	4,430	208

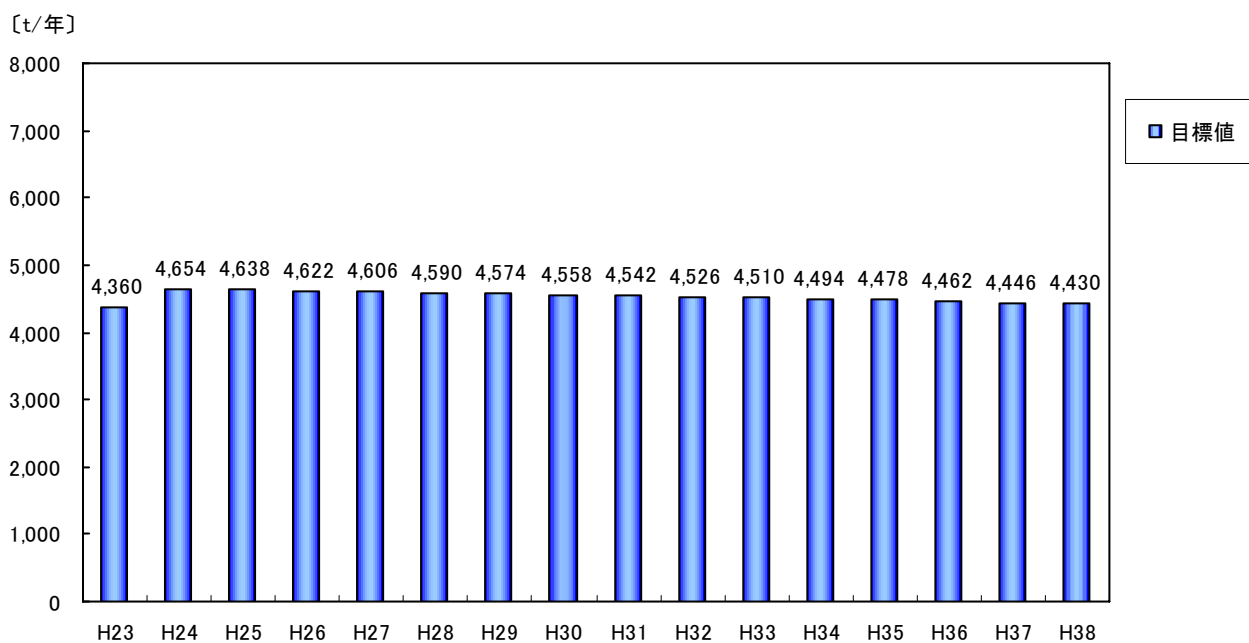


図2. 4 減量目標に基づく事業系ごみ量の推計

(3) ごみ総排出量

前項で予測した家庭系ごみと事業系ごみの合計排出量を示します。

なお、1人1日当たり排出量は、家庭系ごみと事業系ごみの合計に対しての値であり、集団資源回収量は含んでいません。

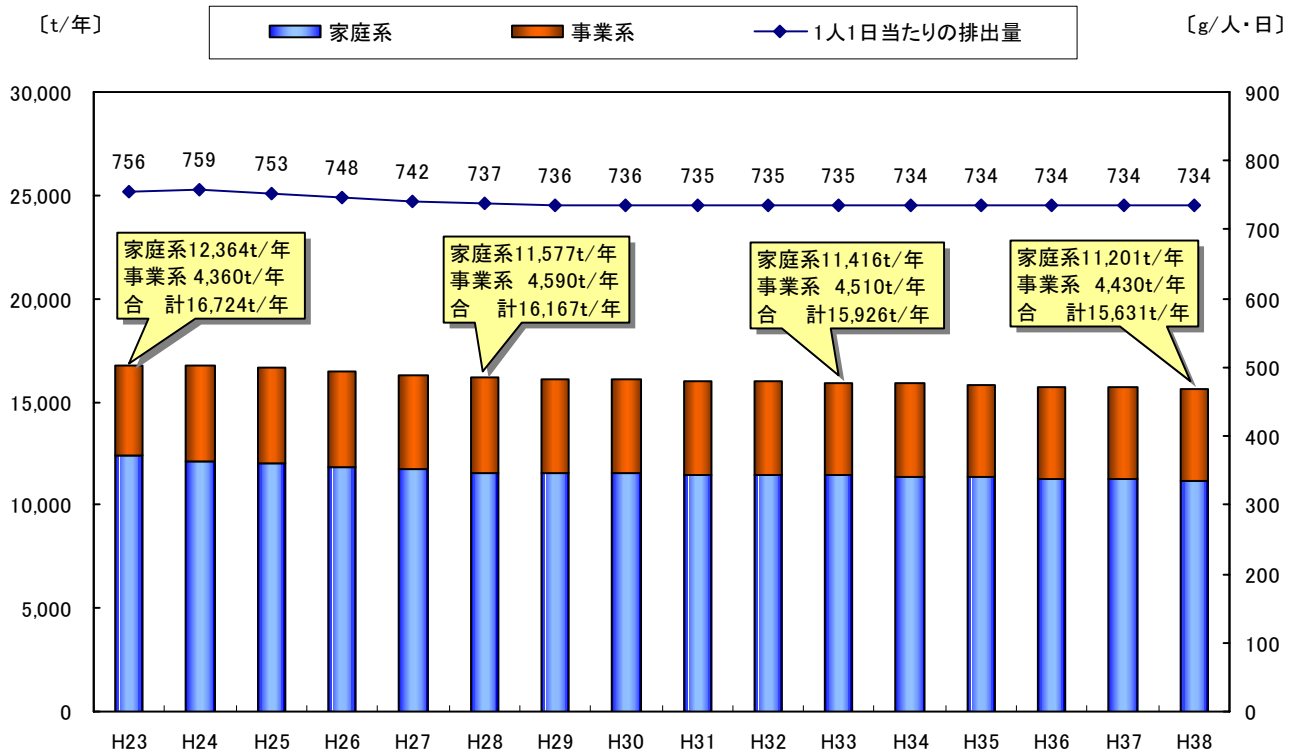


図2.5 減量目標に基づく事業系ごみ量の推計

3. 分別区分毎の排出量の予測

家庭系ごみと事業系ごみのごみの種類（普通ごみ、破碎しないごみ、資源ごみ、粗大ごみ、有害ごみ）ごとの排出量について予測を行います。

予測手法としては、平成23年4月から12月までの実績値より、分別毎の搬入比率により算出します。なお、事業系ごみについては、バイオガス化施設へ生ごみの搬入を開始した9月から12月までの実績値を用いるものとします。

$$\text{分別区分毎の排出量の予測} = \text{排出量} \times \text{実績搬入割合 (表 2.8)}$$

表2. 8 平成23年4月から12月までの分別区分毎の搬入量と割合

	平成23年度 搬入実績						
	普通ごみ 〔t/月〕	破碎しないごみ 〔t/月〕	生ごみ 〔t/月〕	粗大ごみ 〔t/月〕	資源ごみ 〔t/月〕	危険ごみ 〔t/月〕	合計 〔t/月〕
収集	5,877.28 (62.96%)	488.47 (5.23%)	1,112.46 (11.92%)	156.83 (1.68%)	1,646.43 (17.64%)	54.06 (0.58%)	9,335.53 (100.00%)
直搬 家庭系	464.90 (98.56%)	0.00 (0.00%)	0.00 (0.00%)	0.00 (0.00%)	6.81 (1.44%)	0.00 (0.00%)	471.71 (100.00%)
直搬 事業系 9~12	1,482.41 (98.51%)	0.00 (0.00%)	20.16 (1.34%)	0.00 (0.00%)	2.23 (0.15%)	0.00 (0.00%)	1,504.80 (100.00%)

表2. 9 分別区分毎の排出量の予測

区分	総排出量	家庭系ごみ										事業系ごみ			
		収集ごみ							直接搬入ごみ			事業系ごみ			
		普通 ごみ	破碎しな いごみ	生ごみ	粗大 ごみ	資源 ごみ	危険 ごみ	普通 ごみ	資源 ごみ	普通 ごみ	生ごみ	資源 ごみ			
t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	
23年度	16,724	11,830	7,448	619	1,410	199	2,087	67	534	526	6	4,360	4,296	58	6
24年度	16,758	11,703	7,368	612	1,395	197	2,064	67	401	395	7	4,654	4,585	62	7
25年度	16,614	11,579	7,290	606	1,380	195	2,043	65	397	391	7	4,638	4,569	62	7
26年度	16,467	11,452	7,210	599	1,365	192	2,020	66	393	387	7	4,622	4,553	62	7
27年度	16,318	11,323	7,129	592	1,350	190	1,997	65	389	383	7	4,606	4,537	62	7
中間目標 年次 28年度	16,167	11,192	7,046	585	1,334	188	1,974	65	385	379	7	4,590	4,522	61	7
29年度	16,122	11,168	7,031	584	1,331	188	1,970	64	380	375	7	4,574	4,506	61	7
30年度	16,075	11,142	7,015	583	1,328	187	1,965	64	375	370	7	4,558	4,490	61	7
31年度	16,030	11,118	7,000	581	1,325	187	1,961	64	370	365	7	4,542	4,474	61	7
32年度	15,977	11,086	6,980	580	1,321	186	1,956	63	365	360	7	4,526	4,458	61	7
中間目標 年次 33年度	15,926	11,056	6,961	578	1,318	186	1,950	63	360	355	7	4,510	4,443	60	7
34年度	15,868	11,019	6,938	576	1,313	185	1,944	63	355	350	7	4,494	4,427	60	7
35年度	15,813	10,985	6,916	575	1,309	185	1,938	62	350	345	7	4,478	4,411	60	7
36年度	15,755	10,948	6,893	573	1,305	184	1,931	62	345	340	7	4,462	4,395	60	7
37年度	15,694	10,908	6,868	570	1,300	183	1,924	63	340	335	7	4,446	4,379	60	7
計画目標 年次 38年度	15,631	10,866	6,841	568	1,295	183	1,917	62	335	330	7	4,430	4,364	59	7

4. 資源化の目標と資源化量・資源回収率（リサイクル率）

容器包装の資源化の完全実施や集団資源活動を行う団体への奨励金の拡充、資源リサイクルセンターの整備による粗大ごみからの有価物の回収などによって、現在、約 23%まで資源化率が達成されており、国及び道における平成 22 年度の目標値 24%（「国の基本方針」及び「北海道廃棄物処理計画」に基づく目標値）に対しても、ほぼ達成されている状況となっています。

しかし、分別収集が徹底されつつある反面、今も普通ごみの中に多くの資源ごみが混入している状況が見られ、更なる分別収集の協力によって、回収率は 4%以上の上昇が期待できると思われま

す。北海道のリサイクル目標率は、廃棄物の再生利用の促進を目指し、平成 27 年度で 30%と新たに高い目標を定め進められていますが、本市においても新たな資源回収の目標を定め、取り組む必要があります。

現在、本市では資源化の新たな取り組みとして、平成 23 年度より生ごみのバイオガス化処理を行い、乾燥させた汚泥を肥料として農地や公用の緑地に還元しています。この肥料化量は、資源物として新たに見込めることから、本計画においても新たな資源化量として見込むほか、現在各団体において実施している集団資源回収の品目に、チラシ、カタログ、パンフレット、コピー用紙、ノートの 5 品目を追加し、資源回収業者の協力によって更なる資源回収の拡大に努める計画であります。

また、現在環境省の中央環境審議会で検討を行っている「小型家電リサイクル」に対する法整備が進められ、平成 26 年 4 月の施行を目指している状況から、本市においても新たなリサイクルの取り組みとして、国の取り組みに準拠し実施する方針としています。

本計画において、資源ごみの分別収集の徹底と新たな資源化の取り組みによって、中間目標年次平成 28 年度において資源回収率を現在より 5%増の 28%を目指すものとします。

資源化目標値	中間目標年次の平成 28 年度までに資源回収率（リサイクル率）を 28%以上とします。
---------------	--

(1) 現在行っている資源化量の予測

【集団回収量】

集団回収量は直近の実績（平成 22 年度）回収量より 1 人 1 日当たり集団回収量を算出し、将来予測を行います。

$$\begin{aligned} \text{集団回収 1 人 1 日当たり回収量} &= \text{平成 22 年度実績 } 2,769 \text{ t /年} \div 60,465 \text{ 人} \div 365 \text{ 日} \times 1000^2 \\ &= 125.5 \text{ g /人} \cdot \text{日} \end{aligned}$$

【古着・古布の拠点回収量】

古着や古布類などの回収量は直近の実績（平成 22 年度）回収量より 1 人 1 日当たりの回収量を算出し、将来予測を行います。

$$\begin{aligned} \text{衣類リサイクル 1 人 1 日当たり回収量} &= \text{平成 22 年度実績 } 11.37 \text{ t /年} \div 60,465 \text{ 人} \div 365 \text{ 日} \times 1000^2 \\ &= 0.515 \text{ g /人} \cdot \text{日} \end{aligned}$$

【資源ごみ分別収集の資源化量】

分別収集に対する資源化率は、有料化前で90%前後でありましたが、平成20年度以降は75%程度であり、収集された資源ごみの中に、細かく割れたびんなどの資源化困難物も多く混入している状況となっています。また平成22年度では78%と若干改善していますが、まだ多い状況といえます。

今後の資源化量の予測としては、分別収集に対する周知徹底、収集作業における指導強化などにより回収率は年々改善されると思われるため、85%まで資源化することを目標として定めるものとします。

$$\text{資源化量} = \text{資源ごみ分別収集量} \times \text{資源化率 } 85\%$$

【生ごみのバイオガス処理における乾燥おでい肥料化量】

生ごみのバイオガス処理後に排出される乾燥汚泥量は、平成23年4月から12月までの実績量より、メタン発酵するために可溶化した消化汚泥量に対し、排出される乾燥汚泥量から、生ごみ1t当たりに対する肥料化量を算定します。

なお、生ごみの消化汚泥量は、生ごみ収集量に消化タンク投入率（残渣量を差し引いた値）を掛けた値とします。ただし不適物残渣量は実績値15%を用い算定します。

$$\text{生ごみ由来の堆肥化量} = \text{生ごみ収集量} \times \text{消化タンク投入 } 85\% \times \text{乾燥汚泥原単位 } 0.0215 \text{ t / 消化汚泥}$$

【乾電池・蛍光管の回収】

乾電池や蛍光管の回収量は直近の実績（平成22年度）から1人1日当たりの回収量を算出し、将来予測を行います。

$$\begin{aligned} \text{乾電池・蛍光管 1人1日当たり回収量} &= \text{平成22年度実績 } 20.47 \text{ t / 年} \div 60,465 \text{ 人} \div 365 \text{ 日} \times 1000^2 \\ &= 0.927 \text{ g / 人} \cdot \text{日} \end{aligned}$$

【鉄くず回収量】

鉄くず回収量は、現在の収集体制に移行した後の平成21年度と平成22年度の実績における粗大ごみ排出量と鉄くず回収量の比率にて算定します。

$$\begin{aligned} \text{鉄くず回収量} &= \text{粗大ごみ排出量} \times \text{鉄くず回収率 } 41.63\% \\ & \quad (\text{鉄くず回収率 } 41.63\% = \text{平均鉄くず回収 } 67 \text{ t / 年} \div \text{平均粗大ごみ } 160 \text{ t / 年}) \end{aligned}$$

【資源リサイクルセンター 粗大ごみ破碎金属回収】

平成22年10月に供用開始した、資源リサイクルセンターにて粗大ごみの破碎・選別を行っています。この選別段階において金属類の回収を行うため、磁選機及びアルミ選別機も合わせて整備されており、今後粗大ごみに含まれる金属類の回収が進むことが予想されます。金属回収の見込み量は、粗大ごみから鉄くずを除く量に対し17%（道内で粗大ごみのみを対象とした破碎処理の実績より）を見込むものとします。

$$\text{破碎選別回収量} = (\text{粗大ごみ} - \text{鉄くず回収量}) \times 17\%$$

(2) 新たに進める資源化量の予測

資源化の新たな取り組みとしては、以下の取り組みとします。

- ① 集団資源回収品目にチラシ、カタログ、パンフレット、コピー用紙、ノートを追加します。
- ② 普通ごみに混入している資源ごみの5割を分別収集の徹底により回収することを目指します。
- ③ 埋立ごみを減らし、生ごみの肥料化を増やすため、普通ごみに混入している生ごみの5割の回収を目指します。なお、資源化量は生ごみに対する堆肥化換算（実績値）で計算します。
- ④ 小型家電の分別回収の実施により、新たな資源物として回収を目指します。

以上の新たな取り組みとして、平成24年度まで準備を進め、平成25年度より本格的な資源化への取り組みを進めるものとします。

なお、資源化の取り組みに対し、期待される効果が得られるまで、数年を有すると考えられるため、資源化量の予測においても、算定する予測値に対し平成25年度は20%、平成26年度に50%、平成27年度に80%、中間目標年度の平成28年度に100%の効果を目指すものとします。

以下に新たな取り組みによる資源化量の予測方法を示します。

【集団資源回収で扱う新たな紙類の回収量】

平成23年6月と10月に実施したごみ質調査の結果より、収集ごみのうち普通ごみに混入している新聞・チラシ・雑誌のうち35%、その他紙類のうち3%をチラシ、カタログ、パンフレット、コピー用紙、ノートを集団資源回収で扱う新たな紙類（以下「その他紙類追加分」という）として算定します。

$$\text{集団資源回収で扱う新たな紙類の回収量} = \text{収集普通ごみ量} \times (\text{新聞チラシ雑誌割合 } 2.79\% \times 35\% + \text{その他紙類 } 46.94\% \times 3\%)$$

【資源ごみ分別収集の徹底】

平成23年6月と10月に実施したごみ質調査の結果より、収集ごみのうち普通ごみに混入している資源物（容器方法リサイクル品目、新聞・雑誌、乾電池や蛍光灯）のうち、分別収集に対する周知徹底、収集作業における指導強化などにより、混入資源物の50%の回収を目指します。なお、その他紙類追加分の集団資源回収量を除く値とします。

また、事業系の普通ごみに混入している資源物のうち、リサイクルの実施が可能な品目（段ボール、アルミ缶、スチール缶）において50%の回収を目指します。

$$\text{収集ごみ分別収集の徹底による可能量} = \text{収集普通ごみ量} \times \{ (\text{資源化 } 16.68\% - (\text{その他紙類追加分 } 2.79\% \times 35\%)) \times 50\% \}$$

$$\text{事業系ごみ分別収集の徹底による可能量} = \text{事業系普通ごみ量} \times (\text{段ボール } 0.47\% + \text{アルミ缶 } 0.06\% + \text{スチール缶 } 0.31\%) \times 50\%$$

【生ごみ分別収集の徹底による肥料化量】

平成 23 年 6 月と 10 月に実施したごみ質調査の結果より、家庭系収集ごみと事業系ごみの中で、普通ごみに混入している生ごみの分別収集に対する周知徹底などにより、第一段階として混入生ごみの 50%の回収を目指します。

この生ごみの回収量に対する堆肥化量としては、生ごみ消化汚泥量に対し、乾燥汚泥の原単位により求めるものとします。

収集ごみ分別収集の徹底による生ごみ量＝収集普通ごみ量×生ごみ率 25.18%×50%

事業系ごみ分別収集の徹底による生ごみ量＝事業系普通ごみ量×生ごみ率 39.59%×50%

堆肥化量＝生ごみ量×消化タンク投入率 85%×乾燥汚泥原単位 0.0215 t /消化汚泥

【小型家電リサイクル量】

現在、国で検討が進められている小型家電のリサイクルについては、今後の国会で審議され平成 26 年 4 月の施行を目指すこととなります。この小型家電のリサイクル量については、「自治体等における小型家電リサイクルの先進的取組事例について」（平成 23 年 11 月 経済産業省）」における事例を参考として、1 人 1 日当たり排出量より将来予測を行います。

小型家電リサイクル量＝小型家電原単位 98 g /年×人口

(小型家電原単位 石狩市 =5.9 t /年÷59,940×1000²)

表 2. 10 取り組み毎の資源化量の予測

区分	行政区域 内人口	総排出量	集団回収				衣類 拠点 回収	資源ごみ分別収集			生ごみ肥料化量			乾電池 蛍光灯	鉄くず 回収	小型家電 リサイクル	破砕金 属類回 収	合計	資源化率
			現在 回収品目	その他紙 類追加分	合計	現在の 分別		分別収集 の徹底	計	現在の 分別	分別収集 の徹底	計							
			t/年	t/年	t/年	t/年		t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年						
23年度	60,579	19,510	2,775	-	2,775	11	1,786	-	1,786	27	-	27	21	83	-	20	4,723	24.21%	
24年度	60,496	19,540	2,771	-	2,771	11	1,765	-	1,765	27	-	27	20	82	-	20	4,696	24.03%	
25年度	60,424	19,393	2,768	35	2,803	11	1,748	54	1,802	26	7	33	20	81	6	19	4,775	24.62%	
26年度	60,339	19,242	2,764	86	2,850	11	1,728	240	1,968	26	17	43	20	80	6	19	4,997	25.97%	
27年度	60,239	19,088	2,759	136	2,895	11	1,709	421	2,130	26	30	56	20	79	6	19	5,216	27.33%	
中間目標年次 28年度	60,124	18,932	2,754	168	2,922	11	1,689	538	2,227	25	33	58	20	78	6	19	5,341	28.21%	
29年度	59,996	18,881	2,748	168	2,916	11	1,685	536	2,221	25	33	58	20	78	6	19	5,329	28.22%	
30年度	59,853	18,828	2,742	167	2,909	11	1,680	535	2,215	25	33	58	20	78	6	19	5,316	28.23%	
31年度	59,724	18,777	2,736	167	2,903	11	1,677	534	2,211	25	32	57	20	78	6	19	5,305	28.25%	
32年度	59,552	18,716	2,728	166	2,894	11	1,673	533	2,206	25	32	57	20	77	6	19	5,290	28.26%	
中間目標年次 33年度	59,395	18,658	2,721	166	2,887	11	1,668	531	2,199	25	32	57	20	77	6	19	5,276	28.28%	
34年度	59,195	18,591	2,712	165	2,877	11	1,663	530	2,193	25	32	57	20	77	6	18	5,259	28.29%	
35年度	59,010	18,527	2,703	165	2,868	11	1,658	528	2,186	25	32	57	20	77	6	18	5,243	28.30%	
36年度	58,812	18,460	2,694	164	2,858	11	1,652	526	2,178	25	32	57	20	77	6	18	5,225	28.30%	
37年度	58,599	18,389	2,684	164	2,848	11	1,646	524	2,170	25	32	57	20	76	6	18	5,206	28.31%	
計画目標年次 38年度	58,373	18,316	2,674	163	2,837	11	1,640	522	2,162	25	32	57	20	76	6	18	5,187	28.32%	

表 2. 11 資源化目標に基づく資源化量の推計

項目	H23	H24	H25	H26	H27	中間 目標 H28	H29	H30	H31	H32	中間 目標 H33	H34	H35	H36	H37	計画 目標 H38
資源化量[t/年]	4,723	4,696	4,775	4,997	5,216	5,341	5,329	5,316	5,305	5,290	5,276	5,259	5,243	5,225	5,206	5,187
集団回収量[t/年]	2,786	2,782	2,814	2,861	2,906	2,933	2,927	2,920	2,914	2,905	2,898	2,888	2,879	2,869	2,859	2,848
再資源化量[t/年]	1,807	1,785	1,822	1,988	2,150	2,247	2,241	2,235	2,231	2,226	2,219	2,213	2,206	2,198	2,190	2,182
有価物回収量[t/年]	103	102	100	99	98	97	97	97	97	96	96	95	95	95	94	94
バイオガス回収施設による肥料化量[t/年]	27	27	33	43	56	58	58	58	57	57	57	57	57	57	57	57
小型家電資源化量[t/年]	-	-	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
1人1日当たりの資源化量[g/人・日]	213	213	216	227	237	243	243	243	243	243	243	243	243	243	243	243

- ※ 表中の集団回収量にリサイクル衣類を含んでいます。
- ※ 再資源化量は資源ごみの分別収集のうち資源化した量と乾電池・蛍光灯です。
- ※ バイオガス回収施設による堆肥化量は、生ごみ由来の堆肥化量です。
- ※ 有価物回収量は、鉄くず回収量と破砕金属類回収量です。

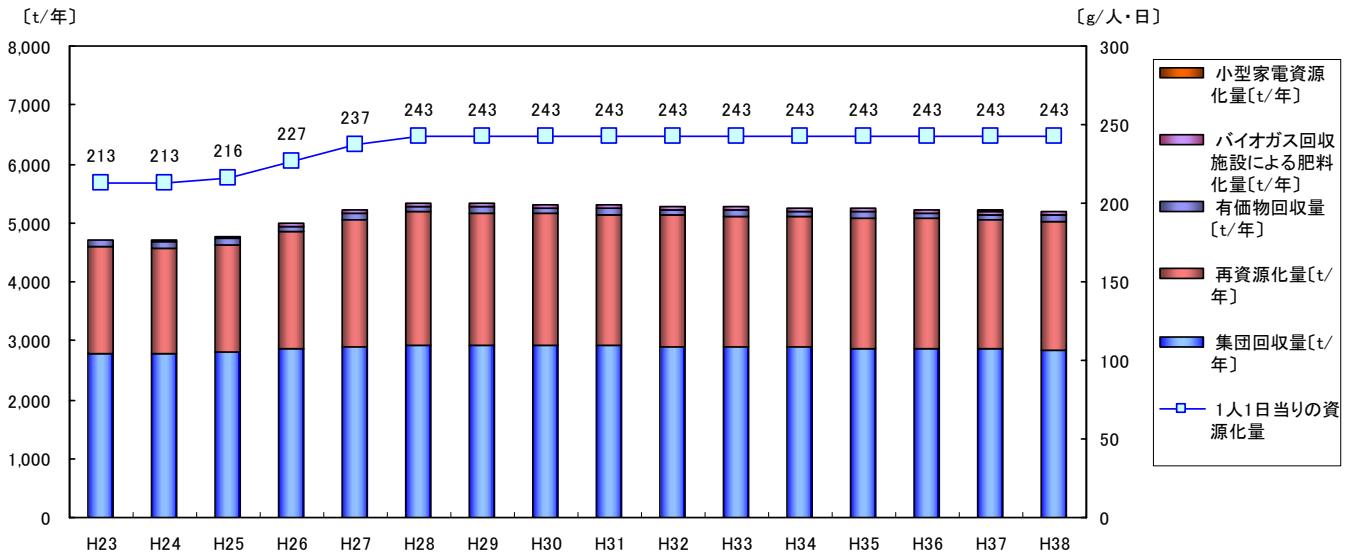


図 2. 6 資源化目標に基づく資源化量の推計

資源化目標に基づく資源回収率（リサイクル率）の見通しを表 2.12 及び図 2.7 に示します。

資源化の取り組みによって、中間目標年次平成 28 年度で 28.21%と目標の 28%を超える資源回収率となり、計画目標年次では 28.32%まで増加する計画となります。

表 2. 1 2 資源化目標に基づく資源回収率の推計

項目	H23	H24	H25	H26	H27	中間 目標 H28	H29	H30	H31	H32	中間 目標 H33	H34	H35	H36	H37	計画 目標 H38
総排出量[t/年]	19,510	19,540	19,393	19,242	19,088	18,932	18,881	18,828	18,777	18,716	18,658	18,591	18,527	18,460	18,389	18,316
資源化量[t/年]	4,723	4,696	4,775	4,997	5,216	5,341	5,329	5,316	5,305	5,290	5,276	5,259	5,243	5,225	5,206	5,187
資源回収率[%]	24.21	24.03	24.62	25.97	27.33	28.21	28.22	28.23	28.25	28.26	28.28	28.29	28.30	28.30	28.31	28.32

※資源回収率=資源化量÷ごみ総排出量（家庭系+事業系+集団回収量）

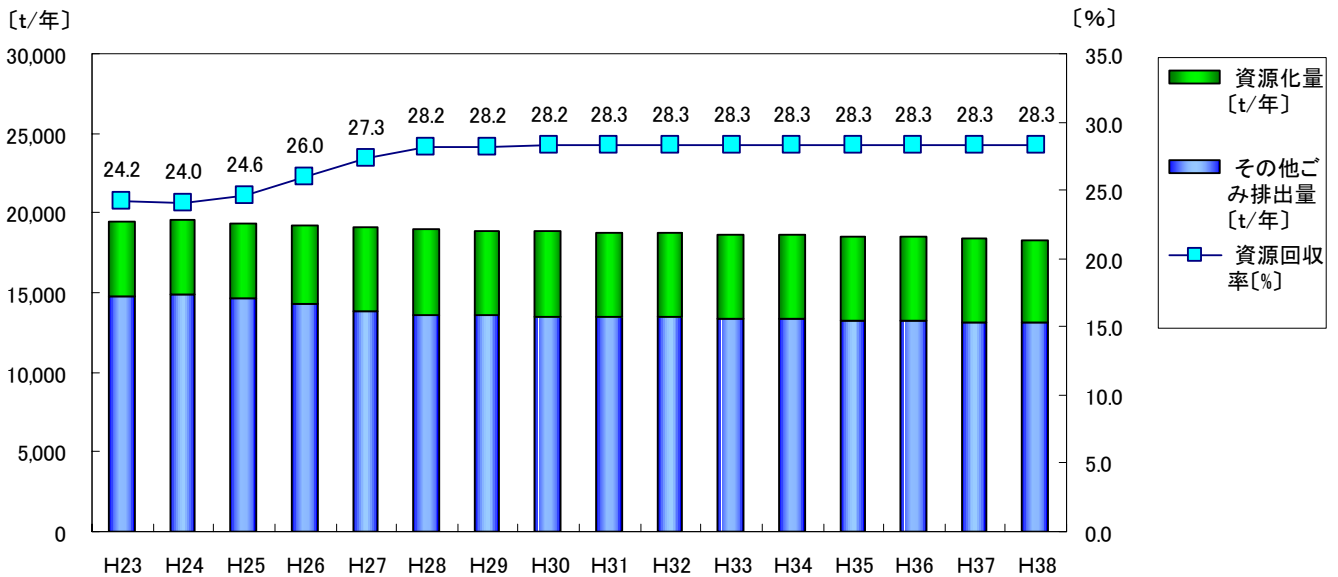


図 2. 7 資源化目標に基づく資源回収率の推計

5. 不法投棄の回収量

毎年、不法投棄については、監視パトロールを強化して実施していますが、不法投棄は毎年 100 t 前後、見つかっております。

今後も継続して監視・指導體制の強化を図っていく方針であります。本計画においては、ごみ処理量にも影響することを考慮し、過去 5 年間平均における総排出量に対する不法投棄の割合を用いて、将来予測に見込むこととします。

過去 5 年間平均の不法投棄の割合 = $105.47 \text{ t / 年} \div 20,042 \text{ t / 年} = 0.53\%$

6. 減量化・資源化の目標達成におけるごみ排出量の予測

減量化・資源化の目標を達成した場合の普通ごみ、破碎しないごみ、生ごみ、資源ごみ、粗大ごみ、危険ごみの排出量を家庭系ごみと事業系ごみごとに予測します。

表 2. 1 3 分別区分毎の排出量の予測

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38		
行政区域内人口	60,579	60,496	60,424	60,339	60,239	60,124	59,996	59,853	59,724	59,552	59,395	59,195	59,010	58,812	58,599	58,373		
集団資源回収	2,775	2,771	2,803	2,850	2,895	2,922	2,916	2,909	2,903	2,894	2,887	2,877	2,868	2,858	2,848	2,837		
回収点																		
リサイクル衣料回収	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11		
小型家電リサイクル	0	0	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6		
収集ごみ	家庭系ごみ	普通ごみ	7,448	7,368	7,003	6,404	5,805	5,408	5,397	5,385	5,374	5,358	5,344	5,326	5,308	5,291	5,272	5,252
		生ごみ	1,410	1,395	1,564	1,819	2,068	2,221	2,216	2,211	2,206	2,200	2,194	2,186	2,180	2,173	2,165	2,156
		粗大ごみ	199	197	195	192	190	188	188	187	187	186	186	185	185	184	183	183
		破碎しないごみ	619	612	618	629	650	643	642	641	638	637	635	633	632	630	626	624
		資源ごみ	2,066	2,044	2,073	2,230	2,383	2,473	2,467	2,461	2,456	2,450	2,442	2,435	2,427	2,418	2,409	2,400
		有害ごみ(乾電池、蛍光管)	21	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
		危険ごみ	67	67	65	66	65	65	64	64	64	63	63	63	62	62	63	62
		計	11,830	11,703	11,538	11,360	11,181	11,018	10,994	10,969	10,945	10,914	10,884	10,848	10,814	10,778	10,738	10,697
直接搬入ごみ	家庭系	普通ごみ	526	395	391	387	383	379	375	370	365	360	355	350	345	340	335	330
		資源ごみ	8	6	6	6	6	6	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
		計	534	401	397	393	389	385	380	375	370	365	360	355	350	345	340	335
	事業系	普通ごみ	4,296	4,585	4,381	4,086	3,610	3,594	3,582	3,569	3,556	3,543	3,531	3,518	3,506	3,493	3,480	3,468
		生ごみ	58	62	246	519	974	970	966	963	960	957	953	950	946	943	940	936
		資源ごみ	6	7	11	17	22	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26
		計	4,360	4,654	4,638	4,622	4,606	4,590	4,574	4,558	4,542	4,526	4,510	4,494	4,478	4,462	4,446	4,430
合計	4,894	5,055	5,035	5,015	4,995	4,975	4,954	4,933	4,912	4,891	4,870	4,849	4,828	4,807	4,786	4,765		
処理量計(収集ごみ+直接搬入ごみ)	16,724	16,758	16,573	16,375	16,176	15,993	15,948	15,902	15,857	15,805	15,754	15,697	15,642	15,585	15,524	15,462		
発生量計(処理量計+拠点回収)	19,510	19,540	19,393	19,242	19,088	18,932	18,881	18,828	18,777	18,716	18,658	18,591	18,527	18,460	18,389	18,316		
不法投棄	89	89	88	87	86	85	85	84	84	84	83	83	83	83	82	82		
処理量合計(処理量計+不法投棄)	16,813	16,847	16,661	16,462	16,262	16,078	16,033	15,986	15,941	15,889	15,837	15,780	15,725	15,668	15,606	15,544		
発生量合計(発生量計+不法投棄)	19,599	19,629	19,481	19,329	19,174	19,017	18,966	18,912	18,861	18,800	18,741	18,674	18,610	18,543	18,471	18,398		
1人1日当たりの総排出量[g/人・日]	886	889	883	878	872	867	866	866	865	865	864	864	864	864	864	864		

※ 1人1日当たり排出量=発生量÷行政区域内人口÷365×1000²

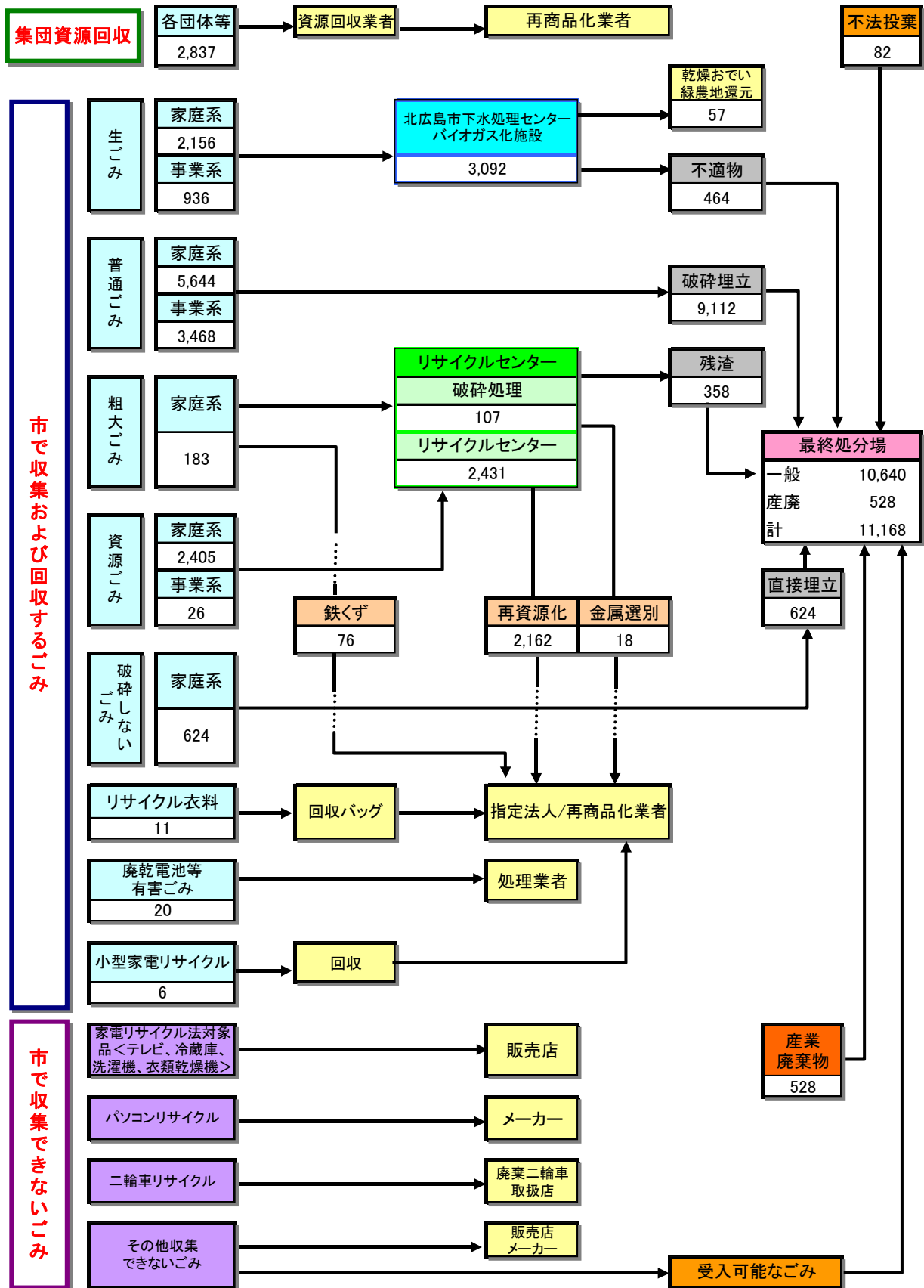
表 2. 1 4 減量化・資源化の目標達成における削減率

区分	H22 実績	→	H38 目標		
資源化回収率	22.8%	→	28.3%	5.5ポイント増加	
減量化率	家庭系ごみ	570 g/人・日	→	526 g/人・日	7.7ポイント削減
	事業系ごみ	219 g/人・日	→	208 g/人・日	5.0ポイント削減
	総排出量	925 g/人・日	→	864 g/人・日	6.6ポイント削減

表 2.14 に示すとおり、平成 22 年度の実績に対する資源化率は 5.5 ポイント増加し、28%を超える資源化率の達成が可能となるほか、総排出量における（集団資源回収を含む）1人1日当たり排出量ベースでは、6.6 ポイントの削減が期待でき、国が示す平成 27 年度の削減目標値である平成 19 年度比 5%に対し、計画における平成 27 年度の値は、平成 19 年度比で 20.67%*の削減となります。

* 20.67%（平成 19 年度に対する減量化率）

比率=（平成 27 年予測 867 g/人・日）／（平成 19 年実績 1093 g/人・日）



図中の数値は年間処理量を表します(t/年)。

図2. 8 計画目標年次におけるごみ処理フロー

第5節 温室効果ガス削減目標

ごみ処理に伴う1人1日当たりの温室効果ガス(CO₂換算)排出量は、平成22年度実績で0.401kg-CO₂/人・日であり、平成22年度における国の目標値である0.313kg-CO₂/人・日より高い水準にあります。

平成23年度より生ごみのバイオガス化処理を行っていることから、温室効果ガスの排出量は削減される見込みであり、平成23年度の排出予定量は0.384kg-CO₂/人・日となっています。

本計画では、ごみ減量化・資源化の徹底により、直接埋立されるごみ量の削減を図ることで温室効果ガス排出量の削減に努め、国の目標値の達成を目指します。

温室効果ガス削減目標値	計画目標年次における温室効果ガス(CO ₂)排出量を0.313kg-CO ₂ /人・日(国の目標値)とします。
-------------	--

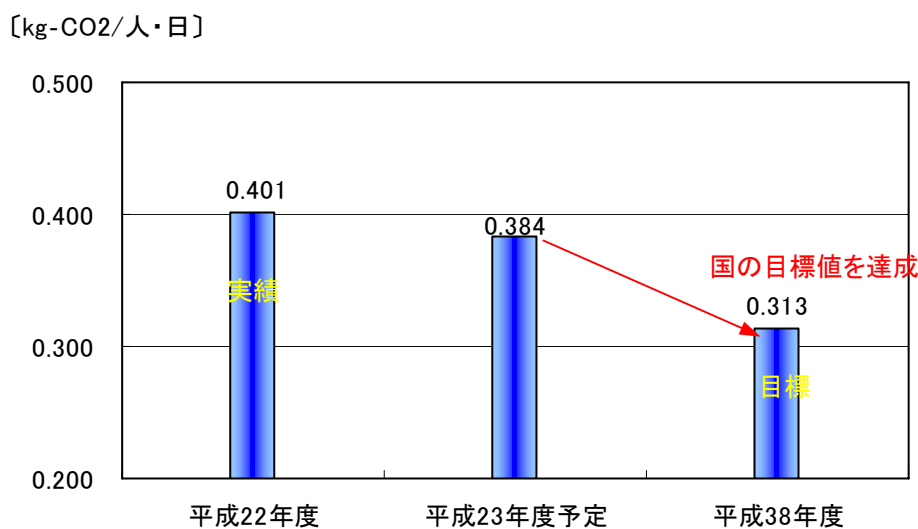


図2.9 温室効果ガスの削減目標

第6節 ごみの排出の抑制のための方策に関する事項

ごみの減量化・資源化を図るためには、市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を明確に示し、役割に応じた取り組みを確実に実践するとともに、お互いに協調しながら、一体となって取り組んでいかなければなりません。このため、目標達成に向けた三者の具体的な役割を示し、取り組みを強化していきます。以下に、市民、事業者、行政のそれぞれが果たすべき役割を整理します。

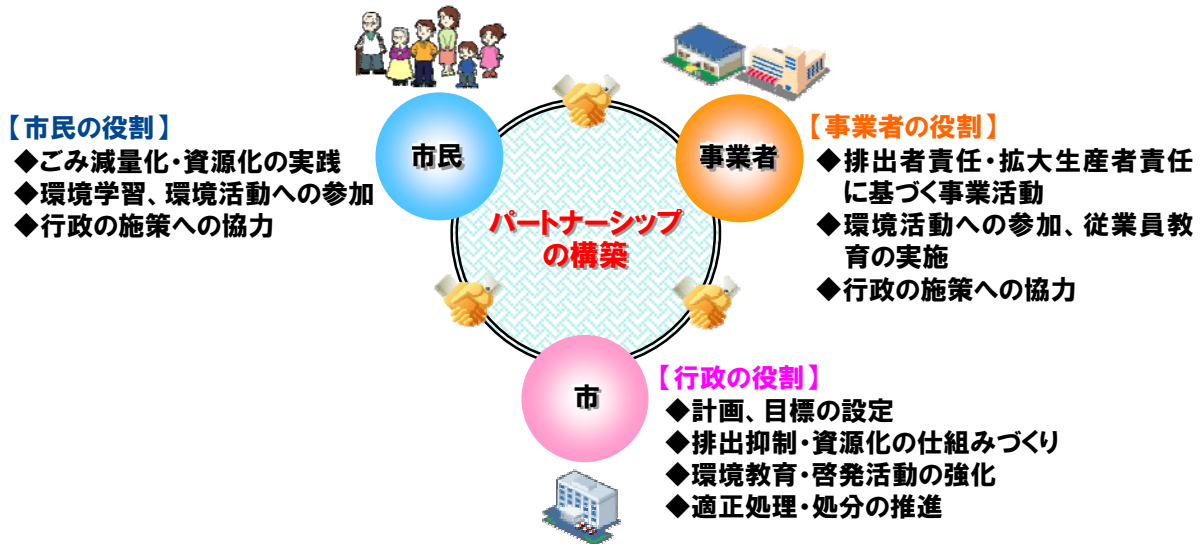


図2. 10 排出抑制のための市民・事業者・行政の役割分担

1. 共通の取り組み

市民の役割

1. ライフスタイルの見直し

日常生活のあらゆる場面において、できるだけごみを発生させないライフスタイルを実践し、日常的に行っている減量化・リサイクルの取り組みについて、意見交換を積極的に行い意識の向上を図ります。

2. 集団資源回収等地域活動への積極的参加

地域の町内会等が行う集団資源回収への協力やフリーマーケット等のリサイクル活動に積極的に参加し、再利用、再資源化に努めます。

また、販売店による店頭回収や資源回収を積極的に利用します。

3. ごみステーションの適正な管理

ごみステーションについて引き続き適正な管理を行い、衛生状態の確保や分別排出ルールの確認を行っていきます。

4. 行政の施策等への協力

ごみ出しルールを遵守し、普通ごみに含まれている生ごみや資源ごみの分別排出を徹底するなど、行政が実施する減量化・資源化施策に積極的に協力します。

事業者の役割

1. 情報の発信

自らが製造または販売する商品に関して、消費者がごみ問題を考えるために必要となる情報発信をポスターや商品パッケージなどを用いて行います。

2. 資源化リサイクルの推進

減量化・リサイクルに関する情報収集に努め、リサイクルルートの開拓、北広島市内のリサイクルビジネスの定着に努めます。

3. 事業系廃棄物の適正な排出

事業活動によって排出される一般廃棄物を家庭系廃棄物として排出することがないように、適正な分別排出を行います。

4. 行政の施策等への協力

事業者と収集運搬業者の協力を進め、市で実施しているごみ出しルールを遵守します。特に生ごみや資源ごみの分別排出への取り組みを強化し、行政が実施する減量化・資源化施策に積極的に協力します。

行政の役割

1. 情報の提供

ホームページ、広報誌、パンフレット等の情報媒体を通じてごみ処理の現状や3Rに関する情報の提供・普及活動を積極的に行います。

2. ごみ減量化・資源化目標の設定と発信

市民、事業者、行政が共通の目標を共有し3Rの取り組みを実践していけるよう、わかりやすい目標を設定し、市民、事業者へ広報等の情報媒体を利用して広く発信します。目標の達成度は公表していきます。

3. 環境教育・啓発活動の充実

ビデオ教材や副読本等を利用した啓発活動、市民出前講座や施設見学会等のイベントの開催等、各種PR活動を通じて環境学習の充実を図ります。

また、事業系ごみの減量化・資源化を推進するため、啓発・啓蒙活動を進めます。

市民・事業者・行政の役割

1. 不適正処理・不法投棄対策の強化

野焼きや、排ガス処理設備が不十分な小型焼却炉による不適正処理及び不法投棄については、監視パトロールを今後も継続し、市民・事業者・行政が協力して監視・指導体制の強化を図ります。

2. ごみ減量化やリサイクルの取り組みに対するフォロー、アフターケア体制づくり

ごみの減量化やリサイクルに関する立場別の課題について相互に理解を深め、課題の解決に向けて連携を図るため、市民、事業者、活動団体、行政が話し合いを持つ場を設けます。

2. 発生・排出抑制 リデュース

市民の役割

1. 環境に優しい商品の積極的購入

エコマーク認定商品等環境にやさしい製品を選択するグリーン購入に努めます。

2. 使い捨て商品の購入抑制

使い捨て商品の購入をできるだけ避けます。

3. 家庭における生ごみ処理の取り組み

家庭における料理を工夫し、調理くず、食べ残しを削減するエコクッキングを実践します。また、水切りの徹底による生ごみの減量化に取り組みます。

4. レジ袋の削減と簡易包装の協力

簡易包装品やリターナブル容器を選択し、過剰包装を辞退します。また、買物袋の持参（マイバック運動）によりレジ袋や紙袋を辞退します。

事業者の役割

1. 製品の製造業者における排出抑制

- ① 材料、製造プロセス等を見直し、生産・製造過程で排出される廃棄物の減量化・資源化を図るとともに、自ら積極的にリサイクル品の利用拡大に努めます。
- ② 繰り返し使用できる製品や長寿命製品、詰め替え製品等、廃棄する割合の少ない商品を製造、販売します。
- ③ 拡大生産者責任*の考え方に則して、製品の回収処理や再資源化に積極的に取り組みます。

用語の定義

* 拡大生産者責任 (Extend Producer Responsibility)

生産者が、その生産した製品が使用され、廃棄されたあとにおいても、当該製品の適正なりサイクルや処分について一定の責任を負うという考え方。

2. 製品の流通・販売業者における排出抑制

- ① 使い捨て製品の販売や過剰包装を自粛し、簡易包装やマイバック運動を推奨します。
- ② 店舗におけるリサイクル品の販売方法を工夫して、リサイクル品の流通拡大に努めます。
- ③ 修理可能な製品については修理サービス体制の充実に努めます。
- ④ 店頭回収に積極的に取り組み、資源化ルートの確保に努めます。

3. 食品廃棄物の排出抑制

- ① 食品小売業においては、消費期限前に商品を撤去・廃棄するなどの商慣行を見直し、売れ残りを減らす仕入れの工夫や消費期限が近づいている商品の値引き販売等、食品が廃棄物とならないよう販売方法を工夫します。
- ② 外食産業においては、メニュー、盛付けの工夫や食べ残しがなかった場合にメリットを付与するなどのサービスを通じて、食べ残しの削減に積極的に取り組みます。
- ③ ①や②のような自らの取り組みを適切に情報提供することにより消費者の理解に努めます。

4. 事業活動全般での排出抑制

- ① 「事業活動に伴って排出されるごみは、事業者自らが処理責任を負う」ということを常に自覚し行動します。
- ② 多量にごみを排出する事業者は、減量化計画を策定し、排出抑制及びリサイクルに努めます。
- ③ OA用紙の資源回収活動に組み込むとともに、IT化によるペーパーレス化を推進します。
- ④ 使い捨て製品の使用を抑制し、再生品の使用等環境負荷の少ないグリーン製品・サービスを選択します。
- ⑤ 地域における環境活動に参加するとともに、従業員に対する環境教育を行います。

行政の役割

1. 情報の発信

集団資源回収の情報やエコクッキングの情報、生ごみの堆肥化や水切りの方法など、家庭でできるごみ減量方法の情報発信を行います。

2. 家庭での生ごみ減量化への取り組み支援

家庭でできる生ごみの堆肥化方法の紹介などを情報提供するほか、講習会の開催などを行うとともに、生ごみコンポスト容器の購入費助成等、生ごみ減量化の施策を継続して行います。

3. 多量排出事業者への減量化指導の徹底

多量排出事業者に対し、排出者責任・拡大生産者責任を明確に示し、自己処理責任の周知徹底を図るとともに、減量化計画の策定指導を行うなど、計画的な事業系ごみの排出抑制対策を講じます。

3. 再利用 リユース

市民の役割

1. 物を大切にせる生活スタイル

物を大切にし、使える不要品は他人に譲るなどを心がけるほか、故障や破損した場合は修理して長持ちさせるなど、安易に物を捨てない生活スタイルを心がけます。

2. 再利用可能な商品の購入

リターナブルびんを利用した商品や詰め替え可能な商品を積極的に購入します。

事業者の役割

再利用可能な商品の販売

リターナブルびんの使用や販売PR、紙コップ、割り箸などの使い捨て商品の利用を自粛し、再利用可能な商品の利用、販売に努めます。

行政の役割

1. 家具や自転車の再利用システムの導入

家具や自転車などで、再利用可能なものを有効に利用できる施設の整備により、再利用システムの導入を図ります。

2. フリーマーケットの開催等の情報の提供や支援

ごみの減量を推進するため、フリーマーケットの開催を継続するとともに、フリーマーケット、リサイクルショップ・修理店、環境配慮型製品等の情報提供を行います。

3. リユース商品の利用促進

市においては、紙コップなどの使い捨て容器の利用を控え、リユースできるものを購入し、利用を進めます。

4. 再資源化 リサイクル

市民の役割

1. 集団資源回収の推進

町内会や学校単位で行う集団資源回収の取り組みを率先して行うとともに、集団資源回収に協力していない住民に対して、協力の呼びかけを行っていきます。

2. 行政の施策等への協力

ごみ出しルールを遵守し、普通ごみに含まれている生ごみや資源ごみの分別排出を徹底するなど、行政が実施する減量化・資源化施策に積極的に協力します。

また、行政や町内会等の地域団体が主催する環境教育・環境学習の場へ積極的に参加します。

事業者の役割

1. 事業者自らリサイクルを実施

事業者は自ら減量化・リサイクルの取り組みに努めていきます。

2. 行政の施策等への協力

事業者自ら、生ごみや資源ごみの分別排出への取り組みを強化し、行政が実施する減量化・資源化施策に積極的に協力します。

また、行政や地域団体が主催する環境教育・環境学習の場へ積極的に参加します。

行政の役割

1. 分別、収集の見直し

ごみの分別意識を高めながら、効率の良い収集方法となるよう収集体制の見直しについて検討します。

- ・分別ごみの名称
- ・分別ごみ毎の収集曜日
- ・広域処理への対応

2. 排出事業者への取り組み

事業者の減量リサイクルの取り組みが進むような政策を実施していきます。

3. 出前講座の開催

出前講座を開催し、市民がごみに対しての問題を認識できる場を設けていきます。

4. 集団資源回収の強化・拡大

現在、普通ごみとして出されているチラシ、カタログ、パンフレット、コピー用紙、ノートなどの資源回収を進めるため、資源回収業者との協議を進め、集団資源回収による回収システムの構築を目指します。また回収品目の拡大についても、引き続き協議を進めていきます。

5. 小型家電リサイクルシステムの構築

小型家電リサイクル法の施行にあわせ、回収システムを構築し、小型家電のリサイクルに努めます。

6. 行政における率優先的取組み

市も自ら排出抑制とリサイクルに積極的に取り組むとともに、環境負荷の少ないグリーン製品・サービスを選択するなど、循環型社会の形成に向けた行動を率先して実行します。

第7節 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

現状の分別区分は「第3節 ごみ処理の実績」で述べたとおり、「処理システムの指針」の類型Ⅲを基本としており、引き続き類型Ⅲを維持します。

ただし、普通ごみのうち、紙ごみやプラスチックごみなどの可燃性廃棄物は、広域化処理の動向により分別収集ごみの対象となる可能性もあることから、今後の検討課題としていきます。

なお、直接搬入される事業系ごみについても適正処理の観点から、できる限り分別区分に準じて搬入するよう排出事業者に引き続き指導していきます。

表2. 15 基本的な分別収集区分

分別収集区分			
類型Ⅲ	①資源回収する容器包装	①-1 アルミ缶・スチール缶	素材別に排出源で分別。紙製容器は古紙類と同時収集。
		①-2 ガラスびん	
		①-3 ペットボトル	
		①-4 プラスチック製容器包装	
		①-5 紙製容器包装(紙パック、紙箱、紙袋等)	
	②資源回収する古紙類(段ボール、新聞紙、雑誌類)		
	③その他資源回収する物(リサイクル衣類、小型家電類、廃食用油)		
	④資源回収する生ごみ等のバイオマス(卵の殻、貝殻、トウモロコシの皮、たけのこの皮を除く生ごみ類)		
	⑤普通ごみ(容器包装以外の廃プラスチック類を含む、生ごみ・破砕できないごみ、資源ごみ以外のもの)		
	⑥破砕しないごみ(布類、金属類、ひも・コード類、テープ類等、破砕できないごみ)		
⑦危険ごみ(スプレー缶、刃物類、ガラス類、その他危険なごみ)			
⑧粗大ごみ(家電リサイクル法対象電化製品、パソコン、バイク・スクーター、事業所ごみ、排出禁止物、処理困難物は除く)			
⑨有害ごみ(乾電池、蛍光灯、体温計)			

第8節 ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

1. 収集・運搬計画

(1) 基本方針

収集・運搬に関する基本方針を以下のように設定します。

基本方針1：排出されたごみを迅速、かつ衛生的に収集・運搬し、清潔な生活環境の保全に努めます。

基本方針2：ごみ出しルールの周知徹底に努めます。

(2) 収集・運搬体制

【収集エリア・収集頻度】

現在の収集エリアは3エリアに区分されています。今後も現在のエリア区分を維持しますが、世帯数や収集量の状況により見直しも検討します。

また、収集頻度については、現行水準の維持を基本としますが、今後の収集量の推移、分別の強化、広域処理による収集品目の変更、市民のニーズ等諸条件の変化などをみながら随時見直していきます。

【収集方式・収集形態】

・収集方式

収集作業の効率性を考慮し、現状どおりステーション方式（集積方式）を基本としますが、戸別収集については、市民アンケートを実施しながら、その必要性について検討していきます。

なお、古着・古布リサイクル品及び廃食用油は、これまでどおり拠点回収を行います。

・ステーション管理

ごみの散乱防止や分別ルールの徹底を図るため、啓発活動やパトロールを強化するとともに、地域の町内会等と連携してステーションの管理を行います。

また、共同住宅等については、専用ステーションの設置を義務付けており、引き続きその適正な管理についてオーナー、管理者に指導して参ります。

・収集形態

分別の徹底、収集作業の安全性・効率性、事業系ごみの排除の観点から今後も指定袋制を継続します。

【収集・運搬業者】

収集・運搬業者は、市が事業主体となる必要性は少なく、民間委託によりコスト縮減が図れます。

現在、家庭系ごみの収集・運搬は、許可業者への委託により効率的に行われており、事業コストに見合う効果が上がっています。

今後も継続して民間委託による収集運搬を行います。

表 2. 16 収集・運搬体制

分類	収集頻度	収集方式	収集形態	収集・運搬	
資源回収する容器包装	1回/週	ステーション	空き缶	透明・半透明袋	委託
			ペットボトル	透明・半透明袋	
			空きびん	透明・半透明袋	
			プラスチック製容器包装	透明・半透明袋	
			紙パック、ダンボール	透明・半透明袋かひも縛り	
			その他紙製容器	透明・半透明袋	
資源回収する古紙類、廃食用油	1回/週	ステーション	新聞、雑誌類	透明・半透明袋 ひも縛り	委託
その他資源回収する物（衣類）	随時	回収バッグ	指定なし、回収バッグは公共施設9箇所に設置		委託
その他資源回収する物（小型家電）	—	—	国の収集方法に準拠して実施		—
資源回収する生ごみ等のバイオマス	2回/週	ステーション	黄色の指定袋		委託
普通ごみ	2回/週		ピンク色の指定袋、(たるバケツ、枝木・竹類、太さ10cm未満、長さ2m以下の棒状、粗大ごみ指定以外の辺または径が60cm以下のものは処理券)		委託
破碎しないごみ	1回/週		青色の指定袋		委託
危険ごみ	1回/週		ピンク色の指定袋に「キケン」と記入		委託
粗大ごみ	指定日		戸別収集	電話予約制、寝具類・敷物類はひも縛り	
有害ごみ	1回/週	ステーション	透明・半透明袋		委託

(3) 収集・運搬量

減量化・資源化目標達成後の収集・運搬量の見通しを表 2.17 及び図 2.11 に示します。

表 2. 17 収集・運搬量の推計

項目	H23	H24	H25	H26	H27	中間目標年次 H28	H29	H30	H31	H32	中間目標年次 H33	H34	H35	H36	H37	計画目標年次 H38
収集ごみ量[t/年]	11,830	11,703	11,538	11,360	11,181	11,018	10,994	10,969	10,945	10,914	10,884	10,848	10,814	10,778	10,738	10,697
普通ごみ[t/年]	7,448	7,368	7,003	6,404	5,805	5,408	5,397	5,385	5,374	5,358	5,344	5,326	5,308	5,291	5,272	5,252
生ごみ[t/年]	1,410	1,395	1,564	1,819	2,068	2,221	2,216	2,211	2,206	2,200	2,194	2,186	2,180	2,173	2,165	2,156
粗大ごみ[t/年]	199	197	195	192	190	188	188	187	187	186	186	185	185	184	183	183
破碎しないごみ[t/年]	619	612	618	629	650	643	642	641	638	637	635	633	632	630	626	624
資源ごみ[t/年]	2,066	2,044	2,073	2,230	2,383	2,473	2,467	2,461	2,456	2,450	2,442	2,435	2,427	2,418	2,409	2,400
有害ごみ[t/年]	21	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
危険ごみ[t/年]	67	67	65	66	65	65	64	64	64	63	63	63	62	62	63	62

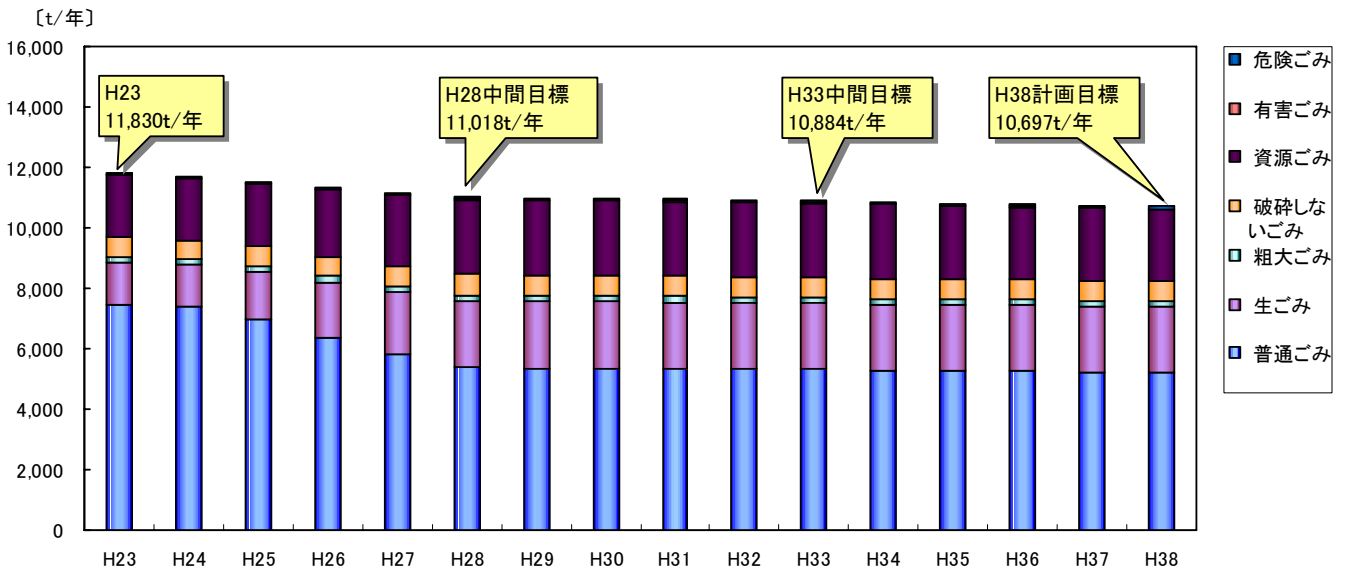


図 2. 11 ごみ種別収集・運搬量の推計

(4) 特別管理一般廃棄物の取扱い

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」では、爆発性、毒性、感染性及びその他の人の健康、または生活環境に悪影響を及ぼす恐れがある廃棄物として、以下のものが特別管理一般廃棄物に指定されています。

- 廃家電製品に含まれるPCBを使用した部品
- 廃棄物焼却炉の集じん灰
- 感染性一般廃棄物

特別管理一般廃棄物の取り扱いについては、従来どおり、排出事業者と製造業者が回収・処理をすることとし、広報誌、パンフレット等の広報などを活用し周知徹底を図ります。

(5) 適正処理困難物

北広島市クリーンセンターで処理ができない適正処理困難物（表 2.18）については、製造業者、販売店、専門の処理業者・リサイクル業者へ引き取りを依頼するよう指導し、収集・運搬対象から除外します。

また、家電リサイクル法対象品目のテレビ（ブラウン管テレビ、液晶・プラズマテレビ）、エアコン、洗濯機、冷蔵庫・冷凍庫、衣類乾燥機及び廃パソコンやバイク・スクーターについては、それぞれ関係リサイクル法や自主取組みによる二輪車リサイクルシステムなどに基づくリサイクルルートの活用を指導します。

なお、適正処理困難物や家電リサイクル法等、リサイクル法に基づく対象品目が、ごみステーションに排出されないよう、排出ルールの周知徹底を図っていきます。

表 2. 18 適正処理困難物

危険物・処理困難物	廃タイヤ、廃バッテリー、液体類(オイル、ガソリン、灯油、軽油等)、ガスボンベ、毒物、薬剤、劇薬、火薬、消火器、注射器(針)
-----------	---

2. 中間処理計画

(1) 基本方針

中間処理に関する基本方針を以下のように設定します。

基本方針1：生ごみのバイオガス化処理を継続して行い、下水道施設におけるメタンガスの利用と乾燥汚泥の緑農地還元を進めます。

基本方針2：粗大ごみの破砕・選別処理と資源ごみの資源化処理を継続し、有価物、資源化物の回収を推進します。

基本方針3：広域処理の構築に向けた協議を進め、広域処理施設の整備を目指します。

(2) 中間処理の方法

現在北広島市クリーンセンターの資源リサイクルセンターで、実施している粗大ごみの破砕・選別処理と資源ごみの資源化処理及び北広島下水処理センターの生ごみバイオガス化処理における中間処理システムを主体として、ごみの適正処理を推進します。

ごみの分別区分ごとの処理・処分システムについて、「処理システムの指針」に示されている「適正な循環的利用及び適正処分の方法」としてまとめます（表 2.19）。

また、各々の中間処理施設での処理対象物については現状どおりとします。

ただし、今後、広域処理施設の整備へ向け関係市町と協議を進めることから、広域処理の具体的な方向性が示された場合、中間処理の方法を含め見直しを行うものとします。

現在の中間処理対象物

- **生ごみ**：北広島下水処理センターで、バイオガス化処理を行います。
- **資源ごみ**：資源リサイクルセンターで、選別・圧縮・保管し再資源化を図ります。
- **粗大ごみ**：資源リサイクルセンターで、破砕選別処理を行い、金属類の回収と破砕物の減容化を図ります。
- **有害ごみ**：処理業者へ委託し、再資源化を図ります。

広域化後の中間処理対象物（案）

- **生ごみ**：北広島下水処理センターで、バイオガス化処理を行います。
- **資源ごみ**：資源リサイクルセンターで、選別・圧縮・保管し再資源化を図ります。
- **可燃ごみ**：広域処理施設にて適正な処理を行います。
- **不燃ごみ**：広域処理施設の供用開始に合わせ、分別収集の体制を見直し、資源リサイクルセンターでの破砕選別処理を行います。
- **粗大ごみ**：資源リサイクルセンターで、破砕選別処理を行い、金属類の回収と破砕物の減容化を図ります。
- **有害ごみ**：処理業者へ委託し、再資源化を図ります。

表2. 19 適正な循環的利用及び適正処分の方法

分別収集区分		適正な循環的利用・適正処分の方法		
① 資源回収する容器包装	①-1 アルミ缶・スチール缶	<ul style="list-style-type: none"> ・市が運営 ・素材別に排出源で分別するか、一部の区分について混合収集し、収集後に選別する。 		○アルミ・スチール缶の回収業者への売却による再生利用
	①-2 ガラスびん	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルセンターにおいて異物の除去、種類別の選別を行い、種類に応じて圧縮または梱包を行う。 		○容器包装リサイクル協会の引き取りによる再商品化
	①-3 ペットボトル	<ul style="list-style-type: none"> ・付着した汚れの洗浄が困難なものについて、容器包装に係る分別収集の対象からの適切な除去を図る。 		○リターナブルびんはびん商への引渡しによる再利用
	①-4 プラスチック製容器包装			○除去した異物は市の最終処分場で適正処分
	①-5 紙製容器包装			
② 資源回収する古紙類の資源ごみ		<ul style="list-style-type: none"> ・市が運営 ・排出源で分別し、行政回収により集め、異物除去及び必要に応じて梱包し、売却する。 		○回収業者への売却による再生利用 ○除去した異物は市の最終処分場で適正処分
③ 資源回収する布類や小型家電、廃食用油の資源ごみ		<ul style="list-style-type: none"> ・市が運営 ・排出源で分別し、拠点回収により集め、回収業者で引取する。 ・排出源で分別し、拠点回収により集め、処理業者へ引渡す。 		○回収業者への引渡しによる再生利用 ○処理業者への引渡しによる再生利用
④ 資源回収する生ごみのバイオマス		生ごみ	メタン化	○回収したメタンガスを施設のボイラー燃料として利用 ○除去した異物は最終処分場で適正処分
⑤ 普通ごみ、破碎しないごみ		<ul style="list-style-type: none"> ・市が運営 ・排出源で分別する。 		○市の最終処分場で破碎埋立など適正処分
⑥ 粗大ごみ		<ul style="list-style-type: none"> ・排出源で分別する ・市が運営 ・破碎・選別方式 	<ul style="list-style-type: none"> ・金属等の有価物の回収、かさばるものの減容処理 	○金属等の回収業者への売却による再生利用 ○処理残渣は、市の最終処分場で適正処分
⑦ その他専用の処理のために分別するごみ		<ul style="list-style-type: none"> ・市が運営 ・性状に見合った処理及び保管 		○回収業者への引渡しによる再生利用 ○再生できないものは市の最終処分場で適正処分

(3) 中間処理量

減量化・資源化目標達成後の生ごみバイオガス化処理量、資源リサイクルセンターの破砕処理量、資源化処理量の見通しを表 2.20～22 及び図 2.12～14 に示します。

【生ごみバイオガス化処理量】

生ごみのバイオガス化は平成 23 年度から本格的に開始し、下水処理センターのバイオマス混合調整棟にて異物を選別し、下水道汚泥と混合させた汚泥を消化槽に送り、メタン発酵処理を行っています。

生ごみの搬入量は、計画量よりも低い状態となっていますが、今後は分別収集の周知徹底や事業者に対する分別への協力を強化することで、現在普通ごみに混入している生ごみの分別が進み、処理量は増加すると予測しています。

なお、生ごみの選別装置により回収した不適物残渣については、平成 23 年 4 月から 12 月までの実績の残渣回収率 15%を用い計画します。

表 2. 20 生ごみバイオガス化処理量の推計

項目	H23	H24	H25	H26	H27	中間目標年次 H28	H29	H30	H31	H32	中間目標年次 H33	H34	H35	H36	H37	計画目標年次 H38
生ごみバイオガス化処理量[t/年]	1,468	1,457	1,810	2,338	3,042	3,191	3,182	3,174	3,166	3,157	3,147	3,136	3,126	3,116	3,105	3,092
家庭系生ごみ処理量[t/年]	1,410	1,395	1,564	1,819	2,068	2,221	2,216	2,211	2,206	2,200	2,194	2,186	2,180	2,173	2,165	2,156
事業系生ごみ処理量[t/年]	58	62	246	519	974	970	966	963	960	957	953	950	946	943	940	936
残渣量[t/年]	220	219	272	351	456	479	477	476	475	474	472	470	469	467	466	464
バイオガス化処理量[t/年]	1,248	1,238	1,538	1,987	2,586	2,712	2,705	2,698	2,691	2,683	2,675	2,666	2,657	2,649	2,639	2,628

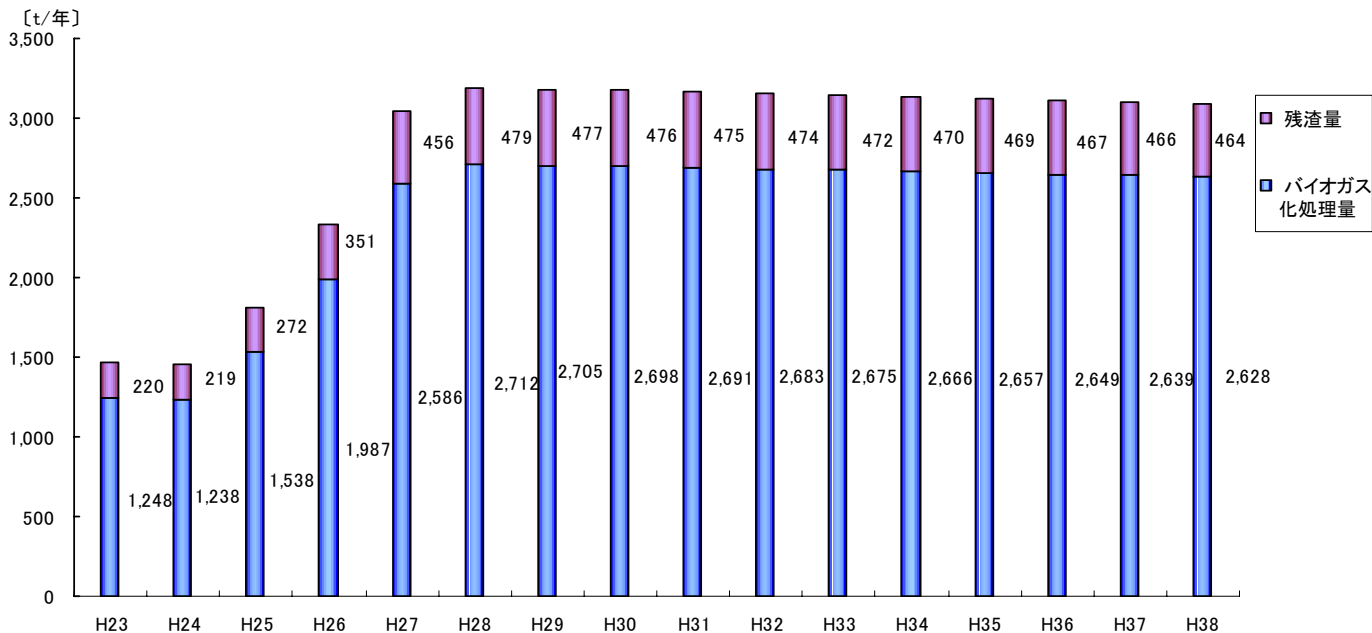


図 2. 12 生ごみバイオガス化処理量と残渣量の見通し

【資源リサイクルセンター 破碎処理量】

粗大ごみの処理については、現状どおり資源リサイクルセンターの破碎処理施設にて処理を行います。

処理対象量は現状どおり、粗大ごみから鉄くず類を回収した分とする計画とします。なお、鉄くず回収量は、ごみ有料化開始後における過去3年間の実績比率41.63%を用いるものとします。また、破碎処理後の金属類選別回収量は、実績回収量がないことから、道内の類似施設における回収率17%により求めるものとします。

表2. 21 破碎処理量の推計

項目	H23	H24	H25	H26	H27	中間目標年次 H28	H29	H30	H31	H32	中間目標年次 H33	H34	H35	H36	H37	計画目標年次 H38
鉄くず回収量[t/年]	83	82	81	80	79	78	78	78	78	77	77	77	77	77	76	76
破碎処理量[t/年]	116	115	114	112	111	110	110	109	109	109	109	108	108	107	107	107
金属回収量[t/年]	20	20	19	19	19	19	19	19	19	19	19	18	18	18	18	18
破碎残渣量[t/年]	96	95	95	93	92	91	91	90	90	90	90	90	90	89	89	89

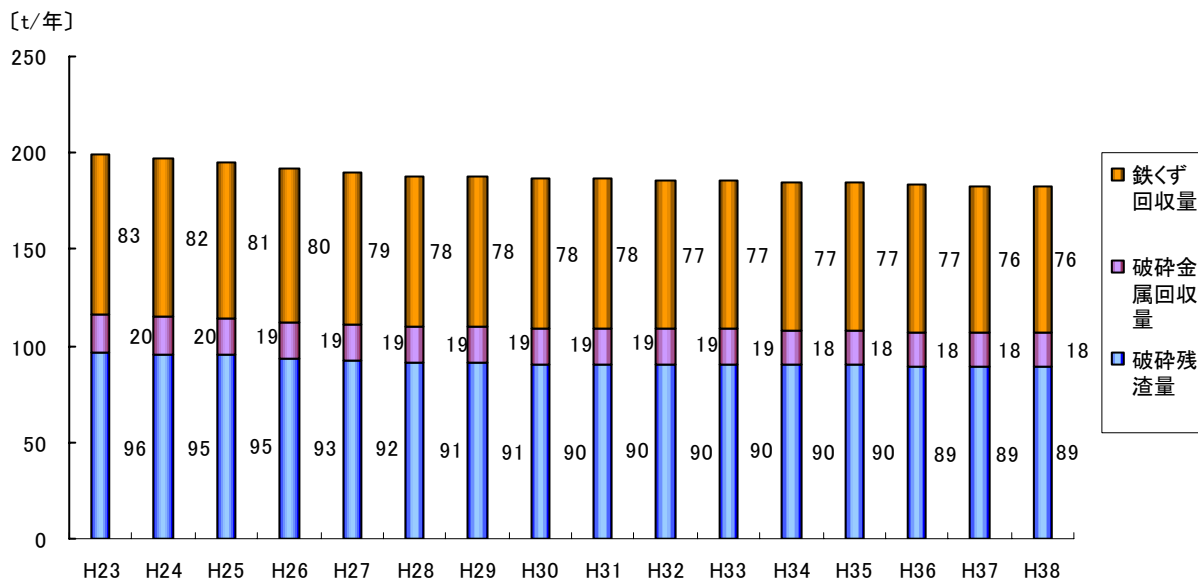


図2. 13 破碎処理量の推計

【資源リサイクルセンター 資源化処理量】

資源ごみの処理については、現状どおり資源リサイクルセンターにて選別・圧縮・保管を継続し、資源ごみ対象量は現状どおり、分別収集する容器包装廃棄物、資源ごみ（古紙類等）とします。

表 2. 2 2 種類別の資源化量の推計

項目	t /年															
	H23	H24	H25	H26	H27	中間目標 年次 H28	H29	H30	H31	H32	中間目標 年次 H33	H34	H35	H36	H37	計画目標 年次 H38
無色ガラス容器	79	78	77	77	76	76	76	76	76	76	76	75	75	75	75	74
茶色ガラス容器	90	89	88	88	88	87	87	87	87	87	86	86	86	86	85	85
その他ガラス容器	143	141	140	139	140	138	138	137	137	137	136	136	135	135	134	134
ペットボトル	101	100	99	99	99	99	99	98	98	98	98	97	97	97	96	96
紙製容器包装	220	217	233	296	357	396	394	394	393	392	391	390	389	387	385	384
プラスチック製容器包装	439	434	451	512	574	611	610	607	606	605	601	600	599	596	594	593
スチール製容器包装	107	106	105	106	105	104	104	104	104	103	103	103	103	102	102	101
アルミニウム製容器包装	67	66	67	69	71	71	71	71	71	71	71	70	70	70	70	69
紙パック	12	12	14	23	31	36	36	36	36	36	36	36	35	35	35	35
段ボール	399	395	394	396	397	400	398	398	396	395	395	394	392	391	391	389
新聞紙	69	68	71	87	102	111	111	110	110	110	110	110	109	108	108	108
雑誌	60	59	63	76	90	98	97	97	97	96	96	96	96	96	95	94
合計	1,786	1,765	1,802	1,968	2,130	2,227	2,221	2,215	2,211	2,206	2,199	2,193	2,186	2,178	2,170	2,162
資源不適物	294	292	288	285	281	278	277	277	276	275	274	273	272	271	270	269

[t/年]

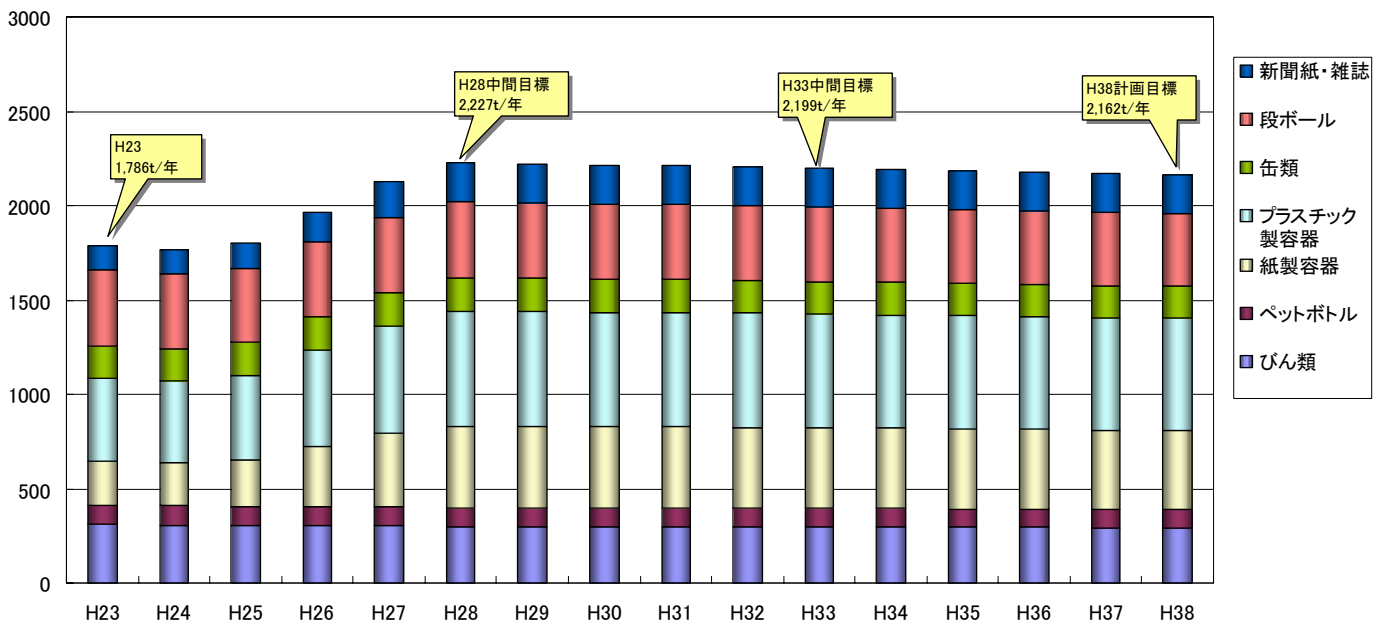


図 2. 1 4 項目別資源化量の推計

3. 最終処分計画

(1) 基本方針

最終処分に関する基本方針を以下のように設定します。

基本方針 1：最終処分率の目標値を計画目標年次において 70%以下を目指し、平成 19 年度比で 40%以上の削減を目指します。

基本方針 2：現在埋立している第 5 期最終処分場の埋立終了時期が迫っているため、第 6 期最終処分場の整備を進めます。

基本方針 3：最終処分場が周辺環境に影響を与えることがないよう、適正な運営・管理を行っていきます。

(2) 最終処分の方法

最終処分の方法は、今後も市の最終処分場で埋立処分とします。

埋立対象物

- 一般廃棄物 普通ごみ、破碎しないごみ、危険ごみ、バイオガス化処理残渣（生ごみ不適用残渣）、資源リサイクルセンター破碎残渣、資源不適用物
- 産業廃棄物 燃え殻、汚泥、ガラス陶磁器類等、市条例で定めるもの

(3) 最終処分量

減量化・資源化目標達成後の最終処分量の見通しを表 2.23 及び図 2.15 に示します。

表 2. 2 3 最終処分量の推計

項目	H23	H24	H25	H26	H27	中間目標年次 H28	H29	H30	H31	H32	中間目標年次 H33	H34	H35	H36	H37	計画目標年次 H38
最終処分量[t/年]	14,183	14,250	13,729	12,916	11,956	11,550	11,518	11,484	11,450	11,412	11,375	11,334	11,295	11,254	11,211	11,168
直接埋立量[t/年]	13,045	13,116	12,546	11,659	10,599	10,174	10,145	10,113	10,081	10,045	10,011	9,973	9,936	9,899	9,858	9,818
バイオガス化施設残渣量[t/年]	220	219	272	351	456	479	477	476	475	474	472	470	469	467	466	464
破碎残渣量[t/年]	96	95	95	93	92	91	91	90	90	90	90	90	90	89	89	89
資源化残渣量[t/年]	294	292	288	285	281	278	277	277	276	275	274	273	272	271	270	269
産業廃棄物[t/年]	528	528	528	528	528	528	528	528	528	528	528	528	528	528	528	528
一般廃棄物1人1日当たり平均最終処分量[g/人・日]	618	621	599	562	520	502	502	502	501	501	500	500	500	500	499	499

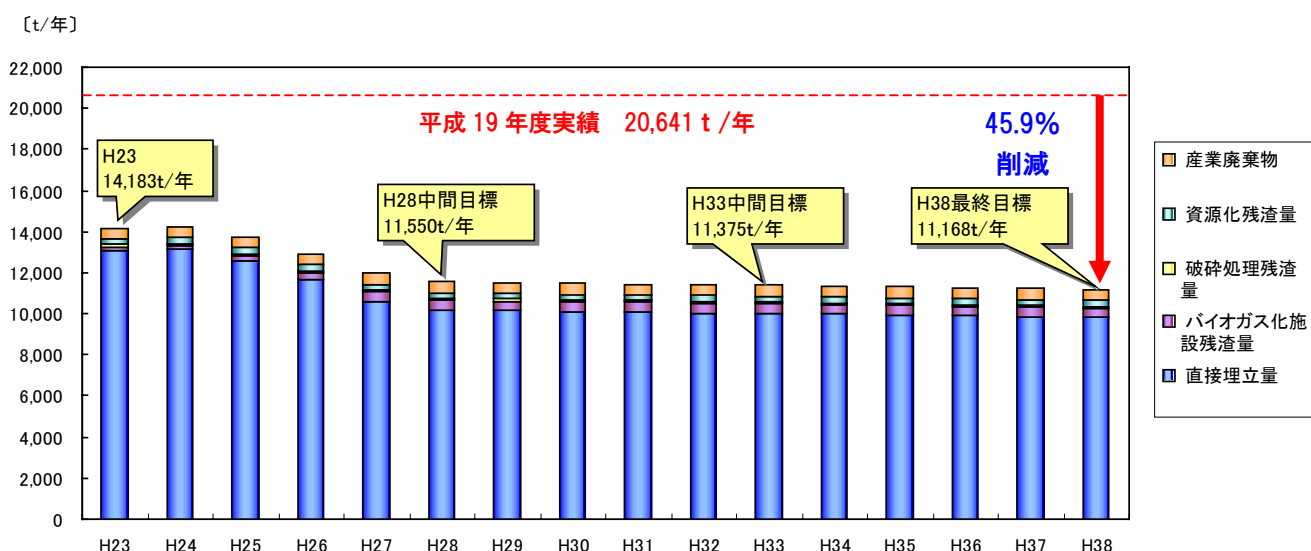


図 2. 15 最終処分量の推計

(4) 最終処分率

最終処分率の見通しを表 2.24 及び図 2.15 に示します。

分別収集の徹底や減量化・資源化の施策によって計画目標年次の最終処分率は 67.9%となります。

表 2. 24 最終処分率の推計

項目	H23	H24	H25	H26	H27	中間目標年次 H28	H29	H30	H31	H32	中間目標年次 H33	H34	H35	H36	H37	計画目標年次 H38
最終処分率[%]	80.6	80.9	78.7	74.7	69.7	68.0	68.0	68.0	68.0	67.9	67.9	67.9	67.9	67.9	67.9	67.9

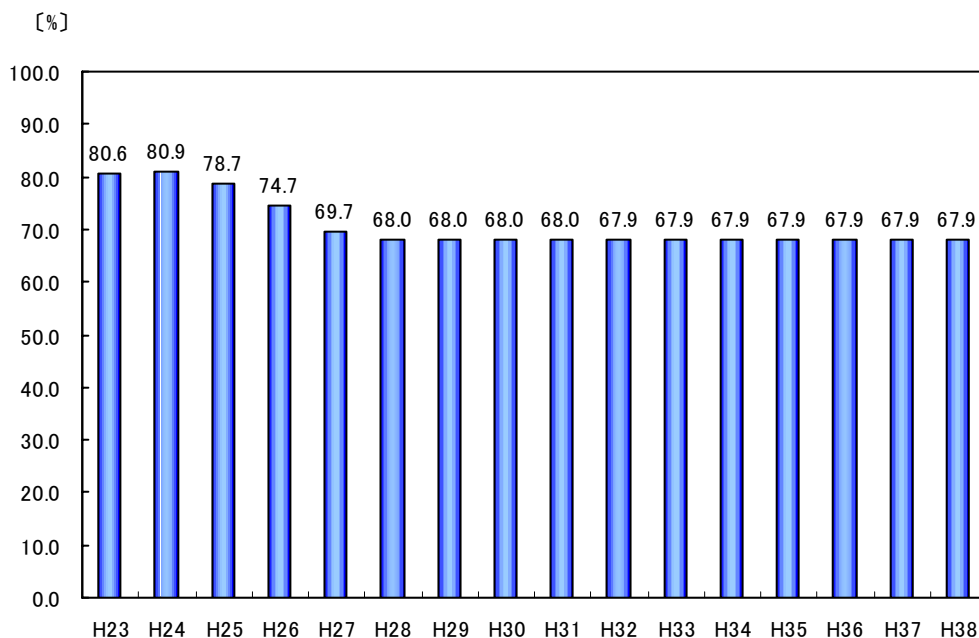


図 2. 16 最終処分率の推計

1. 中間処理施設（広域処理施設）

広域化へ向けた協議は、2市4町（恵庭市、北広島市、栗山町、長沼町、南幌町、由仁町）により「道央ブロック広域協議会」を設立し、「道央ブロックごみ処理広域化基本計画」を策定、広域処理へ向けた協議を進めてきました。

その後、平成12年12月に栗山町を除く2市3町において「ごみ処理広域化施設整備基本方針(案)」を策定し、平成23年度の広域処理施設の整備へ向け検討を行ってきましたが、建設用地が千歳川の治水計画と重なり、整備計画の見直しを行わなければならない状況となり、目標年度を平成27年度に変更したものの施設整備は困難な状況が続きました。

その後、平成23年5月に開催された道央ブロック広域協議会の中で、恵庭市より協議会からの離脱が正式に表明され協議会にて承認されました。

恵庭市が単独処理の方針を固めたため、今後は1市3町を軸として、近隣市との連携も視野に入れながら、積極的に広域化実現へ向け検討を行い、できる限り早期の整備を目指し、協議を進めていくこととしています。

2. 最終処分場

現在使用している第5期最終処分場は、平成19年度から平成33年度の15年間の最終処分場として整備されましたが、当初計画していた広域化施設の供用開始が大幅にずれこんだことが大きな要因となり、大幅な埋立期間の短縮を余儀なくされている状況にあります。

市としても家庭ごみの有料化や生ごみのバイオガス化处理、新たな資源リサイクルセンターの施設整備を行い、最終処分場の延命化を図ってきましたが、残余年数は約3年となり、平成26年度末には埋立限界を迎えます。

したがって、第6期最終処分場の整備に向けた調査、計画を平成24年度より着手し、平成27年度からの供用開始を目指します。

第10節 その他ごみ処理に関し必要な事項

不法投棄対策、災害廃棄物対策等の事項について基本方針を定めます。

1. 不法投棄・不適正処理対策

不法投棄、不法焼却に対する監視・連絡体制を強化し、未然防止、早期対応に努めるとともに、意識啓発により不法投棄等を許さない環境づくりに努めます。

具体的施策として以下の方法を検討します。

不法投棄対策

- 不法投棄パトロールの継続及び監視体制の継続
- 町内会、警察等との連携による不法投棄等防止の強化
- 地域一斉清掃等への住民参加の推進
- 町内会、企業等による清掃ボランティア活動の実施の推進

また、野焼きや、排ガス対策が不備な小型焼却炉による焼却等不適性処理についても広報・啓発活動により、不適正処理禁止の周知徹底を図ります。

2. 災害廃棄物対策の基本方針

大規模地震、水害、火山の噴火等による災害時は、ガレキ等の廃棄物の大量発生や交通網の途絶に伴う廃棄物の収集・運搬・処理の困難が予想されます。

このため、災害発生によるガレキや避難所から排出されるごみ、し尿を迅速、かつ適正に処理し、生活基盤の復旧と生活環境の改善を早期に図るため、災害廃棄物処理に係る基本方針を策定しておく必要があります。

本市の総合防災計画としては「北広島市地域防災計画」を策定しています。

この「地域防災計画」の中で「廃棄物等処理計画」が策定されていますが、ここでは、災害廃棄物処理に係る基本方針を整理し、以下に掲げます。

災害廃棄物対策の基本方針

■ 基本方針1：災害時の連絡体制の確立

平常時から防災会議を開催するなど防災に係る組織体制の整備・充実を図ります。また、災害発生時は、災害対策本部を立上げ、災害対策本部を中心とした連絡・連携体制により対応します。

■ 基本方針2：国及び道との連携体制の構築

大規模災害の場合、市だけでは対応しきれない状況になることも想定されるので、災害廃棄物の撤去、収集・運搬、処理・処分について、国、道へ支援要請を行います。

■ 基本方針3：防災体制の整備

廃棄物処理施設の耐震化診断を実施し、必要な措置を講じます。また、災害時に必要となる設備・機材の確保等防災体制の整備に努めます。

災害発生に備え、感染症対策上から「生ごみ・し尿を優先収集する」、「公園・空地をごみの仮置場とする」、「臨時の搬送ルートを確保する」等の対策マニュアルを策定します。

■ 基本方針4：事前広報活動の実施

災害時におけるごみ・し尿の適正処理に向けた対策を平常時から広報誌やホームページ等の広報媒体を利用して周知徹底を図ります。